

第2期

駒ヶ根市空家等対策計画

令和3年4月

駒ヶ根市

目 次

第1章 計画の目的と位置付け 1～2

- 1 計画策定の背景 1
- 2 計画の概要 2
 - (1) 基本理念 2
 - (2) 概要 2

第2章 空家の現状と課題 3～11

- 1 空家等実態調査結果 3
- 2 これまでの主な取組 4
 - (1) 空家等発生の抑制（空家化の予防） 4
 - (2) 空家等の流通・活用促進 5
 - (3) 管理不全な空家等状況の防止・解消 6
- 3 成果の検証 7
- 4 課題 8
 - (1) 人口減少と空家件数の増加 8
 - (2) 広範囲に分布する空家 8
 - (3) 建物の状態、周辺への悪影響度による対応 8

第3章 空家等対策の基本的方針 12～28

- 1 空家等の定義 12
- 2 空家等対策の対象地区 13
- 3 空家等対策の取組方針 13
 - (1) 空家等発生の抑制（空家化の予防） 13
 - (2) 空家等の流通・活用促進 13
 - (3) 管理不全な空家等状況の防止・解消 13
- 4 空家等の状態の変化に伴う施策 14
- 5 空家相談の具体的なフロー 15

6	実態調査フロー	16
7	空家等情報のデータベース化	17
8	計画推進の体制	18
	(1) 所有者の協力	18
	(2) 地域での空家等対策の検討と情報の共有	18
	(3) 関係機関・民間事業者との連携	19
	(4) 庁内の連携	20
	(5) 他法令の連携	21
9	特定空家等対応方針及び判断基準	22
	(1) 特定空家等の対応方針	22
	(2) 特定空家等の判断基準の考え方	22
	(3) 特定空家等の判断基準	22

ケース1	「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」であるか否かの判断に際して参考となる基準	22
	(ア) 建築物が著しく保安上危険	22
	(イ) 擁壁が老朽化し危険	25

ケース2	「そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態」であるか否かの判断に際して参考となる基準	26
	(ア) 建築物又は設備等の破損等が原因で、以下の状態	26
	(イ) ごみの放置、不法投棄が原因で、以下の状態	26

ケース3	「適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態」であるか否かの判断に際して参考となる基準	27
	(ア) 適切な管理が行われていない結果、既存の景観に関するルールに著しく適合しない状態	27
	(イ) その他、以下のような状態にあり、周囲の景観と著しく不調和な状態	27

	(6)	空家等の状態	42
	(7)	空家等で困っている事	42
	(8)	空家等の維持管理	43
	(9)	維持管理を行っていない理由	43
	(10)	空家等の修繕予定	44
	(11)	空家等の利活用に必要な制度	44
	(12)	空家等の利活用方法	45
	(13)	空き家バンクへの興味、登録	46
資料3		空家等実態調査 現地調査票 (1)	49
資料4		空家等実態調査 現地調査票 (2)	50
資料5		空家等実態調査 意向調査票	51～56

※集計数値については、少数第2位を四捨五入しているため合計値が100%にならない場合がある。

第1章 計画の目的と位置付け

1 計画策定の背景

全国的に近年、人口減少や既存の住宅・建築物の老朽化、社会的ニーズの変化及び産業構造の変化等に伴い、空家等が年々増加しています。

駒ヶ根市におきましても、人口は、平成20年（2008年）の34,662人をピークに減少に転じ、一般的な人口推計の算定式で機械的に推計すると、令和2年（2020年）32,736人が10年後の令和12年（2030年）には、29,114人になると見込まれています。また、空家等実態調査結果から、空家等数は、平成28年度の207件から令和2年度には328件となり、5年間で約1.6倍に増加しており、今後も空家は増加すると考えられます。

平成27年5月に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「法」という。）に基づき、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、「駒ヶ根市空家等対策計画」を策定し、平成29年度から令和2年度にかけて各施策に取り組んできました。

また、当初計画の策定以降も適切な管理が行われず、防災・衛生・景観等、市民の生活に少なからず影響を及ぼしている空家等が散見されます。一方で、新型コロナウイルス感染拡大を契機とした「地方移住」への関心の高まりに伴い、アフターコロナを見据えた空家の活用も課題となっています。

これらの課題を踏まえ、空家等対策をより一層推進する必要があることから、「第2期駒ヶ根市空家等対策計画」を策定します。

※人口等数値の根拠：2019年4月 駒ヶ根市第4次総合計画後期基本計画

2 計画の概要

(1) 基本理念

(ア) 安心安全なまちを創ります。

(イ) 美しく豊かな自然を次世代に伝える景観を創り守ります。

(ウ) 空家等を有効な資源として捉え、活用を促進します。

(2) 概要

(ア) 目的

空家等対策を総合的かつ計画的に実施するため、駒ヶ根市の基本的な取組や対策を示し、市民の安全で安心な生活の確保及び生活環境を保全することを目的とします。

(イ) 位置づけ

空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第6条の規定をふまえたものとし、駒ヶ根市第4次総合計画を上位計画とし、他の関連する計画と整合を図った計画とします。

(ウ) 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

第2章 空家の現状と課題

1 空家等実態調査結果

令和2年度の調査結果では、平成28年度の調査結果と比べ倒壊等の危険性が高い空家等（Cランク）は減少しており、今までの改善・解消に向けた取組の成果と考えられます。反面、管理良好な空家等（Aランク）は1.6倍に増加し、管理不全な空家等（Bランク）は1.5倍に増加しており、今後は改善・解消に向けた取組の強化が望まれます。

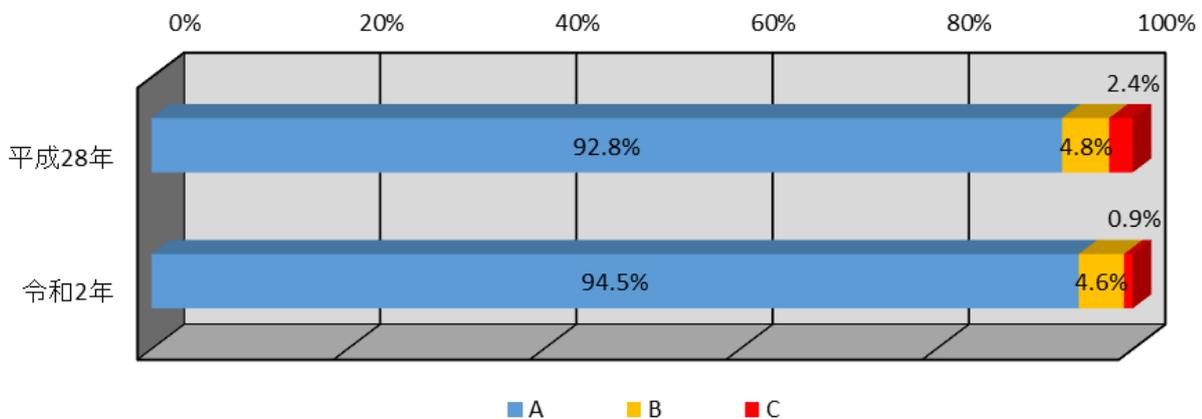
空家数 平成28年度：207件、令和2年度：328件

表一1 空家等の管理状況

単位：件

ランク	判定内容	可能性	特定空家等			
			平成28年		令和2年	
			件数	比率	件数	比率
A	管理良好 一時的な草木の繁殖があるものも含む。 小規模の修繕により再利用が可能	可能性なし	192	92.8%	310	94.5%
B	管理不全 一定の管理はされているが、草木の繁殖等があるもの。 損傷が見られるが、当面の危険性はない	可能性あり	10	4.8%	15	4.6%
C	倒壊等の危険性が高い 管理されておらず、倒壊の危険性があるもの。 今すぐに倒壊や建築材の飛散等の危険性はないが、損傷が激しい	可能性あり	5	2.4%	3	0.9%
合計			207	100.0%	328	100.0%

図一1 (1) 空家等の管理状況結果



● 調査結果について詳細は、第5章 資料編 資料2 (P34~P48) 参照

2 これまでの主な取組

(1) 空家等発生の抑制（空家化の予防）

(ア) 空き家情報小冊子の作成・配布による広報の実施

空き家情報小冊子「あなたの空き家大丈夫ですか？」を作成し広報に活用しています。平成30年1月と令和2年8月に全戸回覧しました。また、Aランク空き家所有者等へ郵送することで、適正管理を呼びかけました。

(イ) 相談窓口（都市計画課）における相談の実施

所有者等が抱える空き家に係る相談に随時応じています。相談内容によっては、庁内連携を図り、担当部署へつなげ、情報提供を行うなど、問題解決に寄り添ってきました。

(ウ) 空き家相談会の開催

平成30年度、令和元年度に空家等対策協議会参加団体や県と協働で空き家相談会を実施しました。空き家所有者に限らず、空き家なんでも相談との趣旨で呼びかけ、事前申込みによる相談内容により、専門家を配置して相談に応じました。

令和2年度は、コロナ禍の新たな試みとして、完全予約制による司法書士の電話相談会を実施しました。空家等対策協議会委員を通じ、駒ヶ根市社会福祉協議会の協力を得て、一人暮らし高齢者の方々へ開催通知を送付しました。施設入所による空家相談等、空家予備軍への働きかけとなりました。

【令和元年度 空き家相談会の様子】



(エ) ふるさと納税返礼品に見守りサービスを追加

ふるさと納税返礼品として、見守りサービスを追加しました。

(2) 空家等の流通・活用促進

(ア) 「空き家バンク」・「信州駒ヶ根暮らし推進協議会」との連携

空き家バンクとは、空き家の売却・賃貸を希望する所有者から申し込みを受けて登録した空き家の情報を、移住及び定住等を目的として空き家の利用を希望する人に情報の提供を行う制度です。平成28年3月に調印した協定により、市は空き家の情報提供や連絡調整を行い、公益社団法人長野県宅地建物取引業協会南信支部伊南不動産組合が物件の売買、賃貸の代理や媒介をしています。

また、平成23年より「田舎暮らし駒ヶ根推進協議会」（現：信州駒ヶ根暮らし推進協議会）を設立し、官民一体となって移住の促進をしています。近年、「空き家バンク」に関心が高まっており、空き家が移住のキーポイントとなっています。

(イ) 空き家バンク登録物件の片づけ事業補助制度の創設

空き家の有効活用を促進し、空き家バンクへの物件登録推進促進を図るために、空き家バンク登録物件の片づけに係る経費の一部を補助する制度（経費の1/2以内、10万円上限）を令和元年5月に創設しました。

【空き家片づけ補助活用事例】



(ウ) 空き家相談会（再掲）開催による空き家バンク登録促進

平成30年度、令和元年度に空家等対策協議会参加団体や県と協働で空き家相談会を実施し、5件が空き家バンクの申請に繋がりました。

表一1

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
空き家相談会		16件	18件	4件
空き家バンク登録件数（累計）	5件	9件	14件	19件見込み

(3) 管理不全な空家等状況の防止・解消

(ア) B（管理不全）・C（倒壊等の危険性が高い）ランク空家の解消

Bランクの空家については、所有者への啓発（空家情報小冊子等の送付）や現況の連絡による改善を依頼してきました。その結果、10件中6件が解体等に繋がり改善されました。

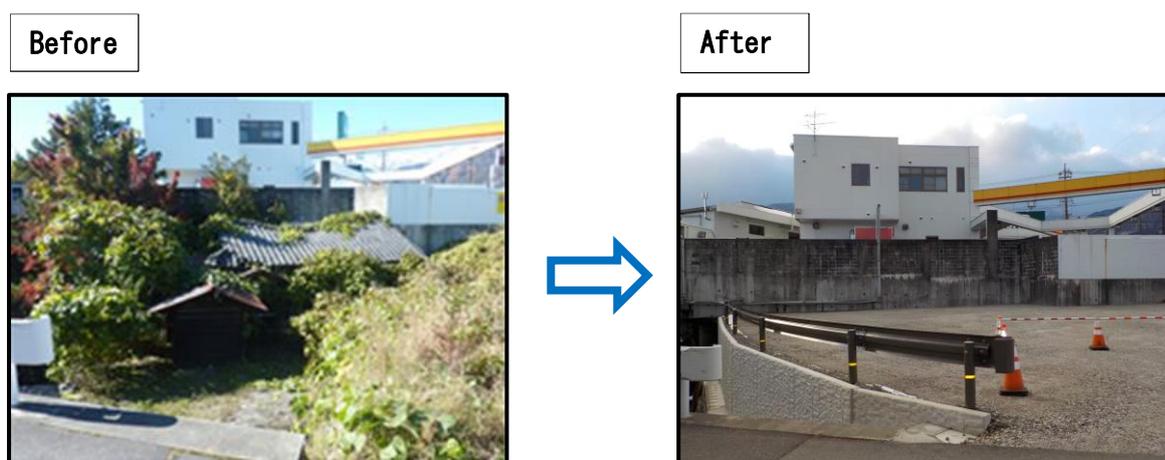
Cランクの空家については、法に基づく改善指導を繰り返すことで、5件中の2件が解体、1件が所有者移転による適正管理に繋がり改善されました。また、調整中の1件については、令和元年度に特定空家等に認定しました。

表一2

	平成29年度	令和2年度		
	総数	改善済	調整中	経過観察中
Bランク空家数	10件	6件	1件	3件
Cランク空家数	5件	3件	1件	1件

※ 経過観察中の物件は、倒壊しても危険性が極めて低い地域に所在している。

【Cランク空家改善事例】



3 成果の検証

第1期駒ヶ根市空家等対策計画の成果について、平成28年度、令和2年度の実態調査結果を基に成果の検証を行う。

空家の件数で比較すると207件から328件と121件増加しているが、空家の新規増加が主な理由だと考えられる。

ランク別の増減について比較すると、適正管理の継続、流通・活用の促進を目指していたAランクの空家等では、継続141件と解消48件で、AランクからBランクに悪化した空家等は4件となっている。

また、改善・解消を目的としていたB、Cランクの空家では改善が1件、解消が9件で、継続2件と悪化1件よりも多い結果となっている。

所有者の意向調査を行った結果、空家等の維持管理を行っている人の割合が51.0%から83.7%に増加し、適正管理の促進の成果であると考えられる。

空家バンクについて、「条件によっては登録したい」が18.8%、「制度についてもっと詳しく知りたい」と回答した人が13.9%で、流通・活用の促進に向けた情報発信を行う必要がある。

第1期空家等対策計画に基づいた取組は成果を上げていると思われるため、今後も現在行っている取組を継続する。

	平成28年	令和2年	増減の内訳						
			継続	増加			減少		
				理由	件数	合計	理由	件数	合計
Aランク 適正管理の 継続 流通・活用 促進	192	310	141	令和2年度 新規増加	141	169	解消	47	51
				空家以外→Aランク	27		Aランク→Bランク	4	
				Bランク→Aランク	1				
Bランク 改善・解消	10	15	2	令和2年度 新規増加	7	13	解消	6	8
				空家以外→Bランク	2		Bランク→Aランク	1	
				Aランク→Bランク	4		Bランク→Cランク	1	
Cランク 解消	5	3	2	Bランク→Cランク	1	1	解消	3	3
合計	207	328							

目的としていた結果

目的と反する結果

● 調査結果について詳細は、第5章 資料編 資料2（P34～P48）参照

4 課題

(1) 人口減少と空家件数の増加

駒ヶ根市の人口は、平成20年（2008年）の34,662人をピークに減少に転じ、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和2年（2020年）32,736人が10年後の令和12年（2030年）には29,114人、20年後の令和22年（2040年）26,548人になるとされている。

空家の件数については平成28年度の207件から、令和2年度には328件に増加しており、少子高齢化、世帯分離等の影響も加わり、今後も空家はさらに増加していくと考えられる。

⇒ 計画的かつ総合的な対応を行う必要がある。

(2) 広範囲に分布する空家

平成28年度調査時には、中心市街地に空家が多い傾向が見られるが、市内全域に空家は点在していた。令和2年度調査でも同様の傾向が見受けられる。また地区別の件数の増減を比較すると、中心市街地から離れた地区でも増加が目立つ地区もあり、広範囲に空家が分布していることがわかる。

⇒ 広域的な対応を行う必要がある。

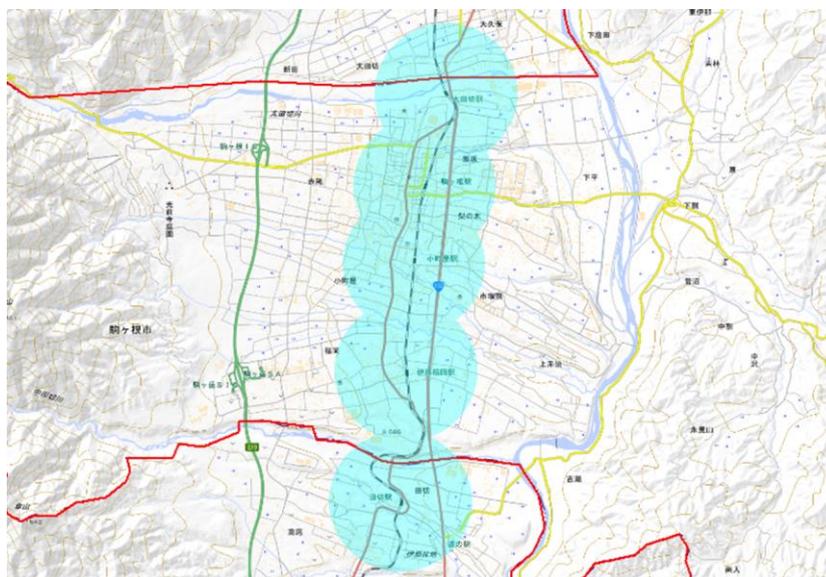
(3) 建物の状態、周辺への悪影響度による対応

駅や商業施設に近く、小規模な修繕により再利用が可能な空家と、学校や避難所等の施設に近い、倒壊等の危険性の高い空家では、求められる対応、優先度に違いがある。

⇒ 建物の状態や家屋周辺の公共施設や商業施設、交通施設などの周辺状況に応じた対応が必要になる。

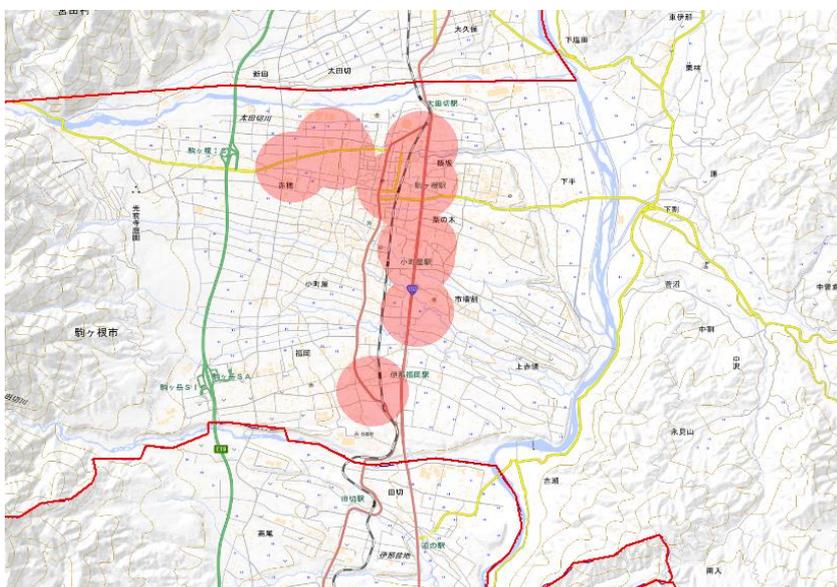
第2章 空家の現状と課題

(ア) 駅から1km圏内



	Aランク	Bランク	Cランク	合計
駅から1km圏内	173件	9件	1件	183件

(イ) 商業施設※から500m圏内

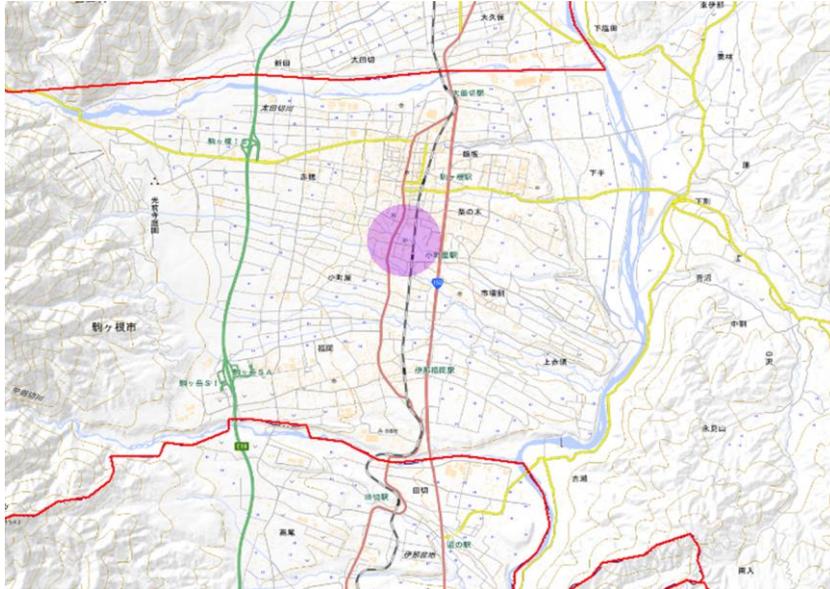


	Aランク	Bランク	Cランク	合計
商業施設から500m圏内	119件	5件	1件	125件

※大規模小売店舗立地法に基づく届出のある小売店

第2章 空家の現状と課題

(ウ) 市役所から500m圏内



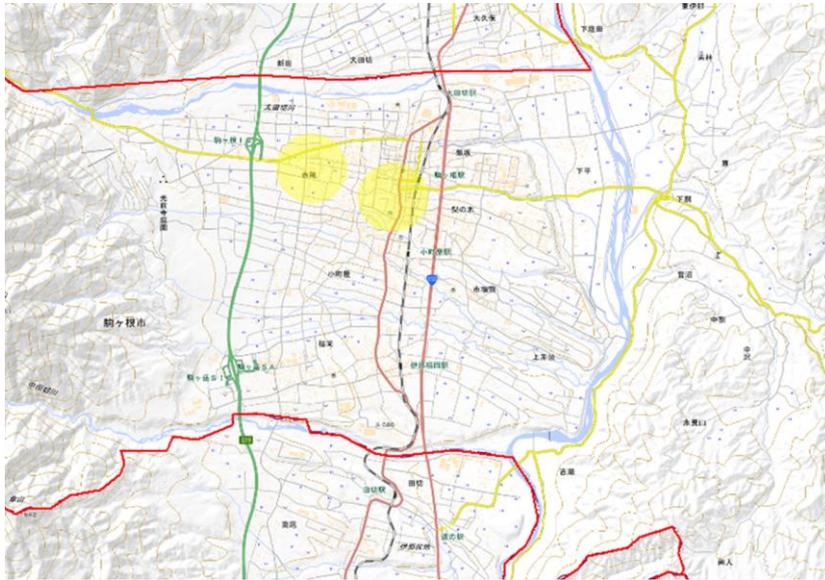
	Aランク	Bランク	Cランク	合計
市役所から500m圏内	27件	3件	0件	30件

(エ) 小中学校から500m圏内



	Aランク	Bランク	Cランク	合計
小中学校から500m圏内	48件	5件	0件	53件

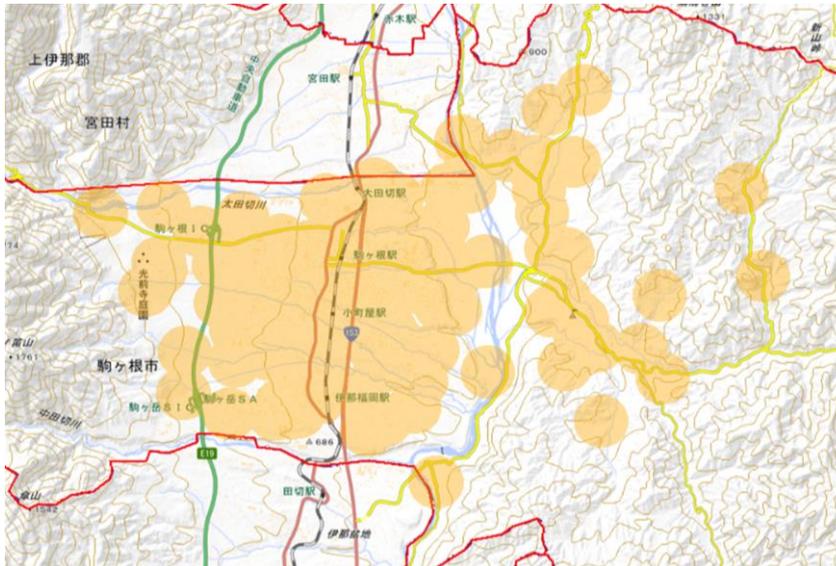
(オ) 総合病院※から 500m 圏内



	Aランク	Bランク	Cランク	合計
総合病院から500m圏内	74件	2件	1件	77件

※昭和伊南総合病院、前澤病院

(カ) 避難所※から 500m 圏内



	Aランク	Bランク	Cランク	合計
避難所から500m圏内	294件	13件	1件	308件

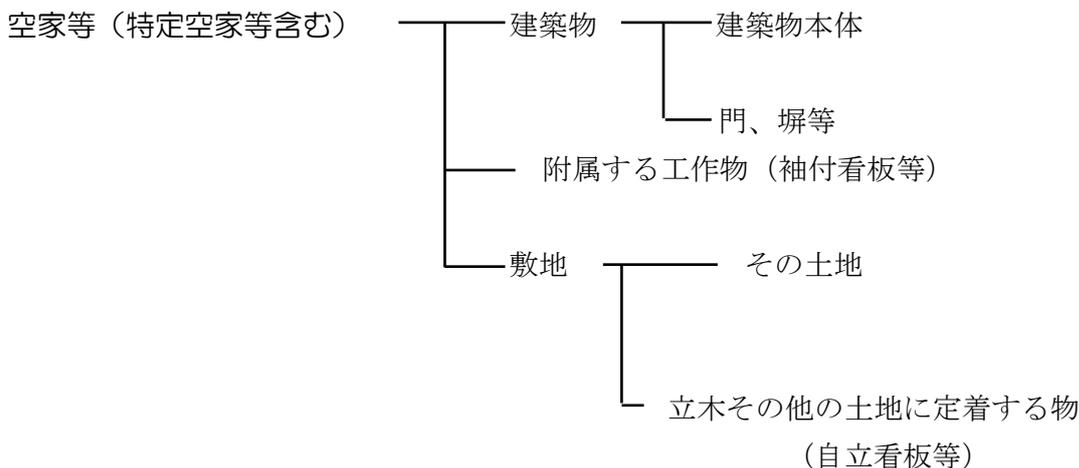
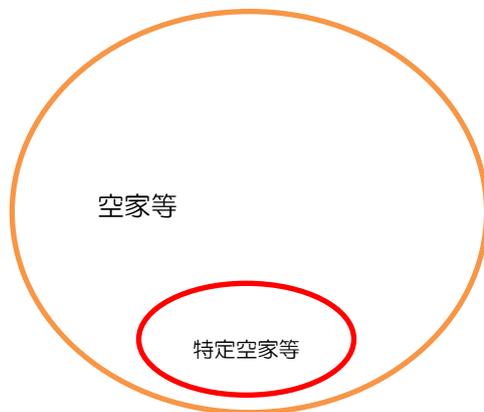
※平成 31 年 3 月 駒ヶ根市地域防災計画 避難場所

第3章 空家等対策の基本的方針

1 空家等の定義

空家等の種類は、法に定める「空家等」「特定空家等」

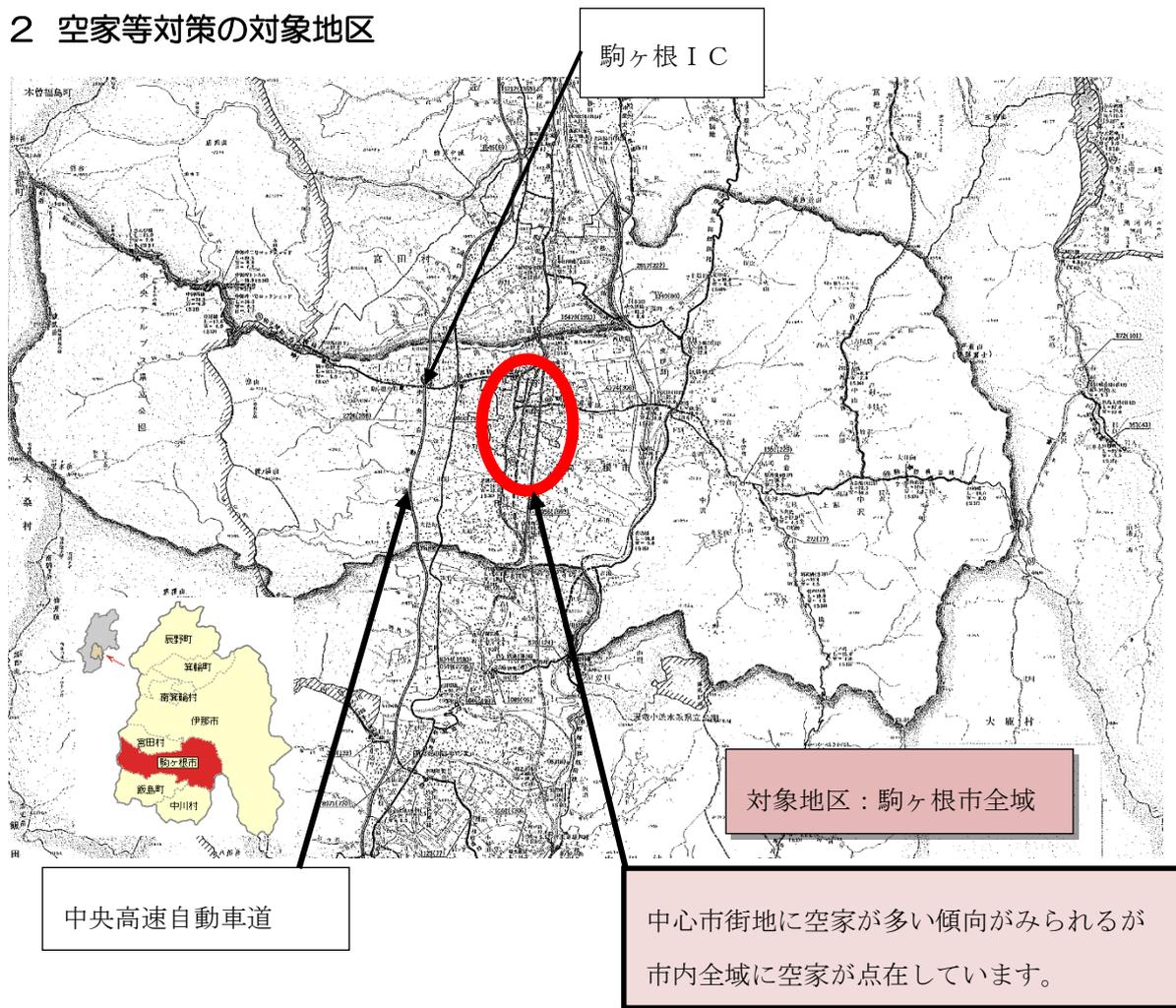
・・・法第2条



「空家等」とは、
建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含みます。）ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

「特定空家等」とは、
そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等。

2 空家等対策の対象地区



3 空家等対策の取組方針

(1) 空家等発生の抑制（空家化の予防）

空家等が発生する前に予防策を講じることで、近い将来空家等になる可能性の住宅等をお持ちの皆様へ、空家等になったときのことを考え、空家等になる前に取る取組を行います。

(2) 空家等の流通・活用促進

空家等実態調査からもほとんどの空家等が、管理されている空家等であり、意向調査結果からも、空き家バンクの取組に興味を示していることから、連携した取組を行います。

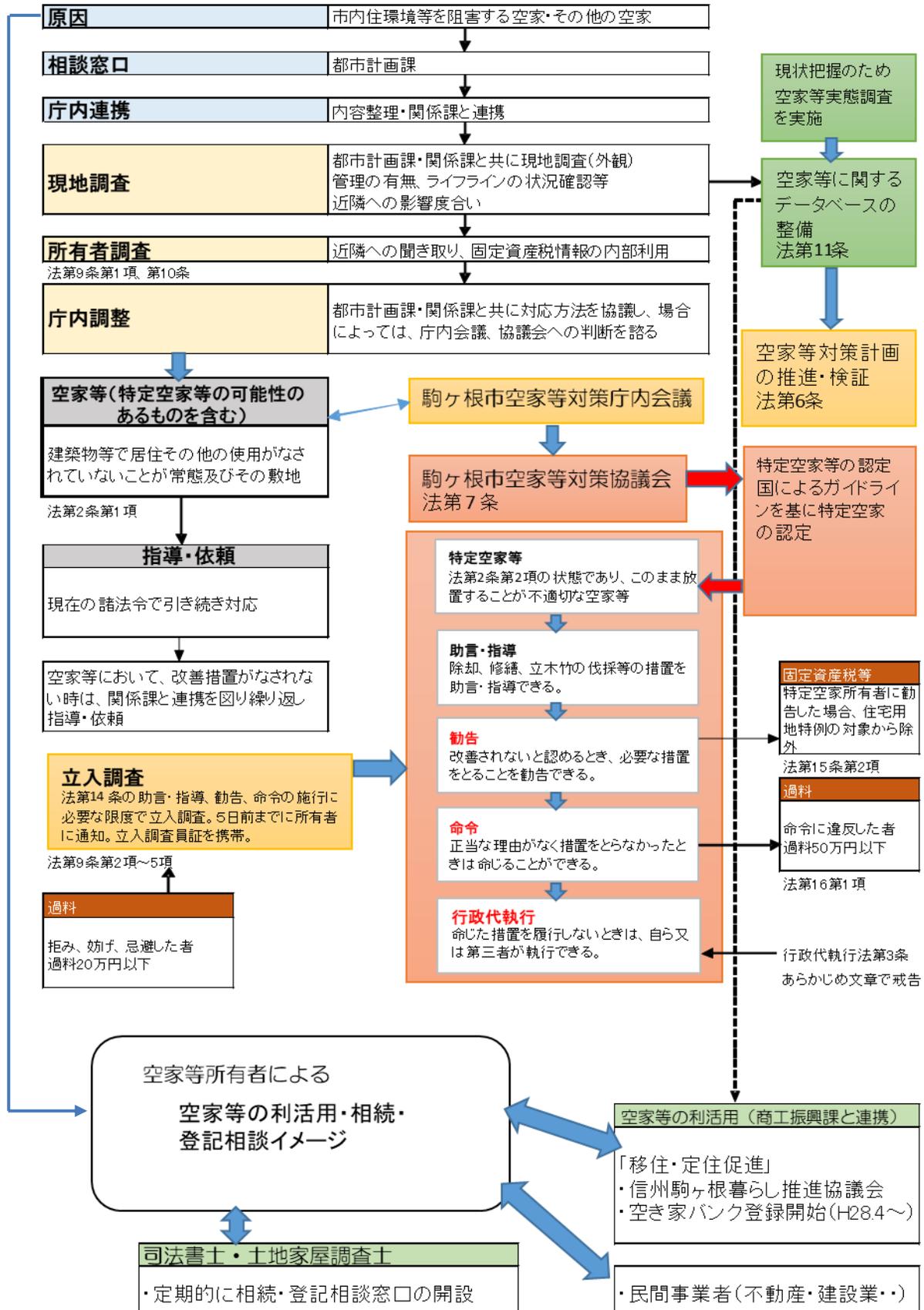
(3) 管理不全な空家等状態の防止・解消

空家等となってしまった後に、様々な理由で適切な管理をすることが出来なくなった空家等（特定空家等）については、その段階に応じた対応を行い、改善に向けた取組を行います。

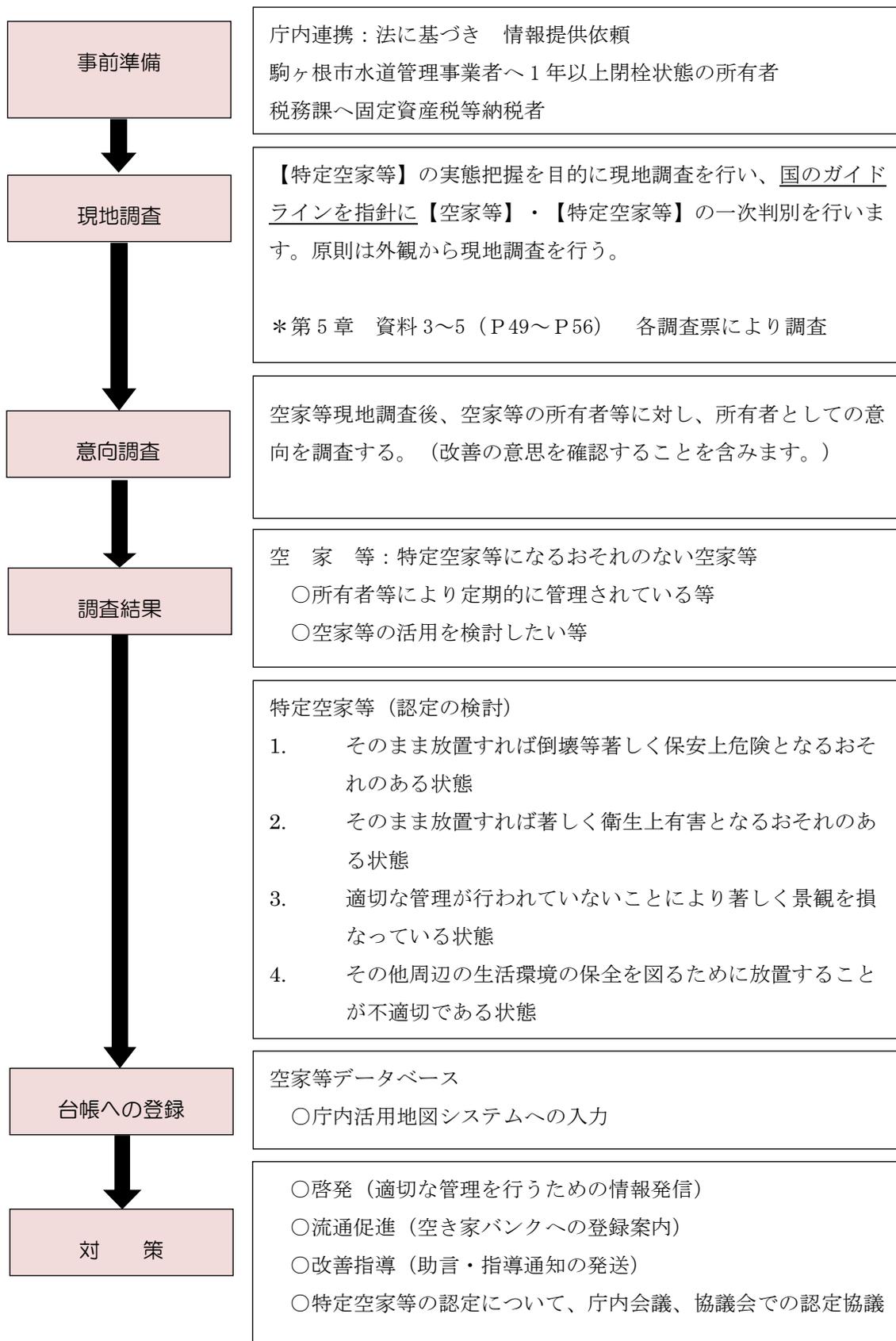
4 空家等の状態の変化に伴う施策



5 空家相談の具体的なフロー



6 実態調査フロー



7 空家等情報のデータベース化

空家等の調査により取得した情報及び当該空家等対策にあたり必要な情報について、データベースを整備し、都市計画課において管理する。また、データベースの情報は、法の範囲内で庁内で共有する。

データベースの情報は以下のとおりとする。

- 1) 空家等基本情報（所在地、建物種類、階数、構造等）
- 2) 現地調査情報（老朽度、周辺への影響、維持管理の状態）
- 3) 所有者特定情報（土地・建物所有者等の住所、連絡先等）
- 4) 所有者の意向調査
- 5) 利活用の促進（情報提供等の履歴）
- 6) 適切な管理の促進（助言や指導等の履歴）

所有者等が特定できない場合

- 所有者等不明（相続放棄含む）の確認
 - ・法定相続各人に対し相続放棄の事実について調査。
 - ・法定相続人全員の相続放棄が確認された場合は、所有者不明の空家等とし、データベースに登録。
- 所有者等所在不明の確認
 - ・所有者等確認のため送付した郵便物等が返送された場合は、送付先の市町村に住民票の閲覧請求を行う等調査を行った後、なおも所在が不明な場合には、「過失なく所有者等を確認出来ない」と判断し、データベースに登録。

8 計画推進の体制

当市では、令和元年度に1件の特定空家等を認定しており、法に基づく措置を進める予定です。

今後も特定空家等の可能性がある空家等を5年間の計画期間で指定し、具体的解消に向け以下の体制で取り組みます。

(1) 所有者の協力

この計画は、個人の財産である家屋等を対象としています。そのため、所有者の協力が不可欠です。また、法第3条には、周辺の生活環境に影響を及ぼさないよう、空家等の所有者又は管理者が適切な管理に努めなければならないと規定されています。この計画に基づく市の空家対策について、所有者への周知・啓発を行い空家等対策の推進に取り組みます。

(2) 地域での空家等対策の検討と情報の共有

空家等の管理は一義的には、所有者等が適切に管理若しくは活用すべき問題であるが、地域全体で対処方法を検討・共有することは有効であり、様々な連携が問題の解決には必要となります。



(3) 関係機関・民間事業者との連携

この計画に基づく事業は、「駒ヶ根市空家等対策協議会」をはじめとする関係機関や民間事業者と連携を図り、効率的かつ効果的に実施します。

(ア) 駒ヶ根市空家等対策協議会の設置、活動

第1期計画を策定するにあたり、法第7条に基づき、平成28年2月に設置した、駒ヶ根市空家等対策協議会の活動を継続します。

対象者	人数	所属団体
司法書士	1	長野県司法書士会 伊那支部
土地家屋調査士	1	長野県土地家屋調査士会 伊那支部
宅地建物取引業者	1	公益社団法人 長野県宅地建物取引業協会 南信支部
建築士	1	公益社団法人 長野県建築士会 上伊那支部
建設業	1	駒ヶ根市建設業組合
駒ヶ根市市議会議員	1	駒ヶ根市議会
地区役員	1	区長会
警察職員	1	駒ヶ根警察署
消防職員	1	上伊那広域消防本部 伊南北消防署
社会福祉士	1	社会福祉法人 駒ヶ根市社会福祉協議会
県担当部局職員	1	上伊那地方事務所 建築課
市長	1	
合計人数	12	
協議会では、 <ul style="list-style-type: none"> ・空家等が特定空家等に該当するか否かの判断 ・空家等の調査及び特定空家等と認められるものに対する立入調査の方針 ・特定空家等に対する措置の方針などに関する協議を行うための場 		

(イ) 専門家団体との連携・協力体制の維持

第1期計画で整えた、専門家団体との連携・協力体制を引き続き維持します。

各団体	内容
長野県司法書士会	・相続登記手続き、財産管理手続き
長野県土地家屋調査士会	・土地、建物表題部変更手続き
公益社団法人長野県宅地建物取引業協会	・利活用相談、空家バンクへの協力
公益社団法人長野県建築士会	・空家等の修繕、改善計画相談
駒ヶ根建設業組合	・空家等の解体、改修相談
長野県解体工事業協会	・空家等の解体相談
長野県弁護士会	・空家等の法的手続き相談

(4) 庁内の連携

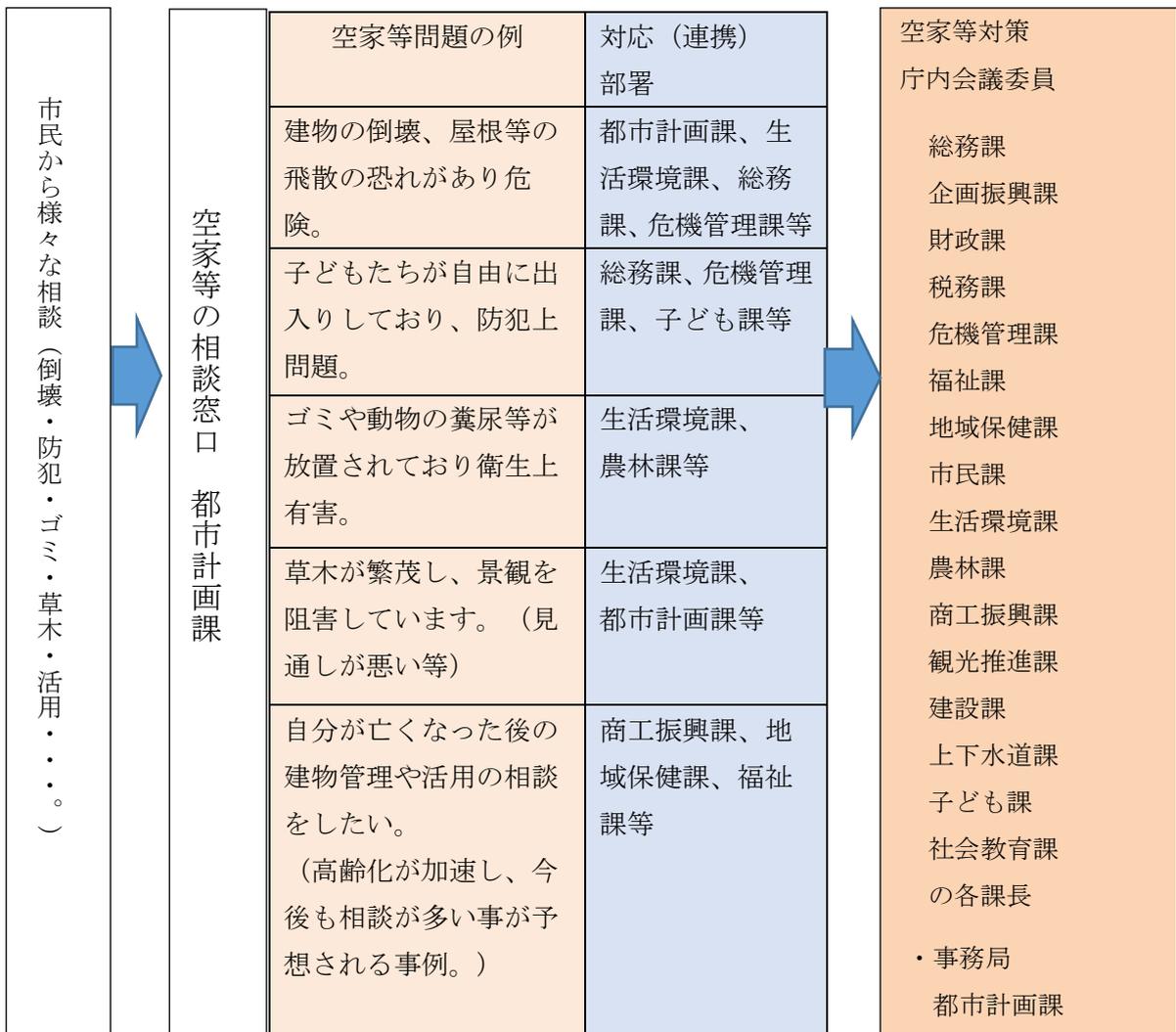
空家等に関する諸問題は、実際には庁内の複数の部署が関係するケースが少なくありません。「駒ヶ根市空家等庁内会議」を有効に活用することにより、関係部署がお互いの情報を共有し、連携して取り組むことで、早期の解決を図ります。

(ア) 相談窓口の継続（都市計画課）（H27.6 設置）

(イ) 駒ヶ根市空家等対策庁内会議の継続（H28.1 設置）

空家等対策を効果的かつ効率的に実施を続けるためには、空家等の調査、確認、特定空家等に対する立入調査又は措置などに不断に取り組むために整備した体制を維持・継続することが重要です。

空家等対策に係る内部部局の連携体制や空家等の所有者等からの相談を受ける体制を整えるため設置した、「駒ヶ根市空家等対策庁内会議」を維持する。



(5) 他法令の連携

空家等の対策は、この法律に限らず、建築基準法、消防法、道路法、災害対策基本法、災害救助法など、それぞれの法律の目的の範囲で、適正に管理されていない空家等についても、必要な措置等を講じることが可能なこともあります。このため、空家等の情報について、内部部局で共有し、連携を図ります。

法・条例	条項	内容
民法	第 233 条	竹木の枝の切除及び根の切取り
	第 717 条	土地の工作物等の占有者及び所有者の責任
建築基準法	第 8 条	維持保全
	第 9・10 条	違反建築物に対し、除却・移転・改築、使用禁止・制限等を命令できる。一定規模以上の事務所であって、放置すれば著しく保安上危険となるおそれがある既存不適格建築物への、除却・移転・改築等を勧告できる。勧告に従わない場合命令できる。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第 5 条	清潔の保持等 管理する土地又は建築物の清潔を保つように努めなければならない。
	第 19 条の 7	ごみや産業廃棄物の不法投棄により生活環境の保全上支障がある場合、支障の除去・防止に必要な措置を命令できる。措置を講じないとき等は代執行できる。
消防法	第 2 章	火災の予防
	第 3 条	火災の予防上危険な場合等について、改修・移転・除去等を命令できる。措置を講じないときは代執行できる。
道路法	第 44 条	交通に危険を及ぼす恐れがあると認められる沿道区域内の工作物等に対し、危険を防止するため必要な措置を命令できる。措置を講じないときは代執行できる。
災害対策基本法	第 62 条第 1 項 第 64 条第 2 項	消防、水防、救助その他災害の発生を防禦し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、応急措置の実施の支障となるものの除去等の必要な措置をとることができる。

9 特定空家等対応方針及び判断基準

(1) 特定空家等の対応方針

特に早急に改善を図る必要があるような、危険性の高いものについて、特定空家等と扱い、改善するための指導を優先し行っていく。

(2) 特定空家等の判断基準の考え方

当市では、国で統一的に示された「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）を判断基準とします。

(3) 特定空家等の判断基準

ケース1 「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」であるか否かの判断に際して参考となる基準

「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」であることを判断する際は、以下の（1）、1) 若しくは2) 又は（2）．に掲げる状態（将来そのような状態になることが予見される場合を含みます。）に該当するか否かにより判断します。以下に列挙したものは例示であることから、個別の事案に応じてこれによらない場合も適切に判断していく必要があります。

(ア) 建築物が著しく保安上危険

1) 建築物

以下のア又はイに掲げる事項に該当するか否かにより判断します。ア又はイに列挙したものは例示であることから、個別の事案に応じてこれによらない場合も適切に判断していく必要があります。

① 建築物の著しい傾斜

部材の破損や不同沈下等の状況により建築物に著しい傾斜が見られるかなどを基に総合的に判断します。

調査項目の例

- ・基礎の不同沈下、柱が傾斜

【参考となる考え方】

下げ振り等を用いて建築物を調査できる状況にある場合、1/20 超の傾斜が認められる場合（平屋以外の建築物で、2階以上の階のみが傾斜している場合も、同様の数値で取り扱うことも考えられます。）

※「被災建築物応急危険度判定マニュアル」財団法人日本建築防災協会／全国被災建築物応急危険度判定協議会

② 建築物の構造耐力上主要な部分の損傷等

● 基礎及び土台

基礎に大きな亀裂、多数のひび割れ、変形又は破損が発生しているか否か、腐食又は蟻害によって土台に大きな断面欠損が発生しているか否か、基礎と土台に大きなずれが発生しているか否かなどを基に総合的に判断します。

調査項目の例

- ・ 基礎が破損又は変形
- ・ 土台が腐朽又は破損
- ・ 基礎と土台にずれが発生

【参考となる考え方】

- ・ 基礎のひび割れが著しく、土台に大きなずれが生じ、上部構造を支える役目を果たさなくなっている箇所が複数生じている場合

※「震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針」

（監修 国土交通省住宅局建築指導課／財団法人日本建築防災協会）

- ・ 土台において木材に著しい腐食、損傷若しくは蟻害があること又は緊結金物に著しい腐食がある場合

※「特殊建築物等定期調査業務基準」

（監修 国土交通省住宅局建築指導課／財団法人日本建築防災協会）

● 柱、はり、筋かい、柱とはりの接合等

構造耐力上主要な部分である柱、はり、筋かいに大きな亀裂、多数のひび割れ、変形又は破損が発生しているか否か、腐食又は蟻害によって構造耐力上主要な柱等に大きな断面欠損が発生しているか否か、柱とはりの接合状況などを基に総合的に判断します。

調査項目の例

- ・ 柱、はり、筋かいが腐朽、破損又は変形
- ・ 柱とはりにずれが発生

【参考となる考え方】

複数の筋かいに大きな亀裂や、複数の柱・はりにずれが発生しており、地震時に建築物に加わる水平力に対して安全性が懸念される場合

2) 屋根、外壁等

① 屋根ふき材、ひさし又は軒

全部又は一部において不陸、剥離、破損又は脱落が発生しているか否か、緊結金具に著しい腐食があるか否かなどを基に総合的に判断します。

調査項目の例

- ・ 屋根が変形
- ・ 屋根ふき材が剥落
- ・ 軒の裏板、たる木等が腐朽
- ・ 軒がたれ下がり
- ・ 雨どいのたれ下がり

【参考となる考え方】

目視でも、屋根ふき材が脱落しそうな状態を確認できる場合

② 外壁

全部又は一部において剥離、破損又は脱落が発生しているか否かなどを基に総合的に判断します。

調査項目の例

- ・ 壁体を貫通する穴
- ・ 外壁の仕上材料が剥落、腐朽又は破損し、下地が露出
- ・ 外壁のモルタルやタイル等の外装材に浮き

【参考となる考え方】

目視でも、上部の外壁が脱落しそうな状態を確認できる場合

③ 看板、給湯設備、屋上水槽等

転倒が発生しているか否か、剥離、破損又は脱落が発生しているか否か、支持部分の接合状況などを基に総合的に判断します。

調査項目の例

- ・ 看板の仕上材料が剥落
- ・ 看板、給湯設備、屋上水槽等が転倒
- ・ 看板、給湯設備、屋上水槽等が破損又は脱落
- ・ 看板、給湯設備、屋上水槽等の支持部分が腐食

【参考となる考え方】

目視でも、看板、給湯設備、屋上水槽等の支持部分が腐食している状態を、確認できる場合

④ 屋外階段又はバルコニー

全部又は一部において腐食、破損又は脱落が発生しているか否か、傾斜が見られるかなどを基に総合的に判断します。

調査項目の例

- ・ 屋外階段、バルコニーが腐食、破損又は脱落
- ・ 屋外階段、バルコニーが傾斜

【参考となる考え方】

目視でも、屋外階段、バルコニーが傾斜している状態を確認できる場合

⑤ 門又は塀

全部又は一部においてひび割れや破損が発生しているか否か、傾斜が見られるかなどを基に総合的に判断します。

調査項目の例

- ・ 門、塀にひび割れ、破損
- ・ 門、塀が傾斜

【参考となる考え方】

目視でも、門、塀が傾斜している状態を確認できる場合

(イ) 擁壁が老朽化し危険

擁壁の地盤条件、構造諸元及び障害状況並びに老朽化による変状の程度などを基に総合的に判断します。

調査項目の例

- ・ 擁壁表面に水がしみ出し、流出
- ・ 水抜き穴の詰まり
- ・ ひび割れ

【参考となる考え方】

擁壁の種類に応じて、それぞれの基礎点（環境条件・障害状況）と変状点の組み合わせ（合計点）により、擁壁の劣化の背景となる環境条件を十分に把握した上で、老朽化に対する危険度を総合的に評価します。

※「宅地擁壁老朽化判定マニュアル（案）」（国土交通省都市局都市安全課）

ケース2 「そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態」であるか否かの判断に際して参考となる基準

「そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態」であることを判断する際は、以下の（1）又は（2）に掲げる状態（将来そのような状態になることが予見される場合を含む。）に該当するか否かにより判断します。以下に列挙したものは例示であることから、個別の事案に応じてこれによらない場合も適切に判断していく必要があります。

（ア） 建築物又は設備等の破損が原因で、以下の状態

状態の例

- ・ 吹付け石綿等が飛散し暴露する可能性が高い
- ・ 浄化槽等の放置、破損等による汚物の流出、臭気の発生
- ・ 排水等の流出による臭気の発生

（イ） ごみ等の放置、不法投棄が原因で、以下の状態

状態の例

- ・ ごみ等の放置、不法投棄による臭気の発生
- ・ ごみ等の放置、不法投棄により、多数のねずみ、はえ、蚊等が発生

ケース3 「適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態」であるか否かの判断に際して参考となる基準

「適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態」であることを判断する際は、以下の（1）又は（2）に掲げる状態に該当するか否かにより判断します。以下に列挙したものは例示であることから、個別の事案に応じてこれによらない場合も適切に判断していく必要があります。

（ア）適切な管理が行われていない結果、既存の景観に関するルールに著しく適合しない状態

状態の例

- ・ 景観法に基づき景観計画を策定している場合において、当該景観計画に定める建築物又は工作物の形態意匠等の制限に著しく不適合
- ・ 景観法に基づき都市計画に景観地区を定めている場合において、当該都市計画に定める建築物の形態意匠等の制限に著しく不適合、又は条例で定める工作物の形態意匠等の制限等に著しく不適合
- ・ 地域で定められた景観保全に係るルールに著しく不適合

（イ） その他、以下のような状態にあり、周囲の景観と著しく不調和な状態

状態の例

- ・ 屋根、外壁等が、汚物や落書き等で外見上大きく傷んだり汚れたまま放置
- ・ 多数の窓ガラスが割れたまま放置
- ・ 看板が原型を留めず本来の用をなさない程度まで、破損、汚損したまま放置
- ・ 立木等が建築物の全面を覆う程度まで繁茂
- ・ 敷地内にごみ等が散乱、山積したまま放置

ケース4 「その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態」であるか否かの判断に際して参考となる基準

「その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態」であることを判断する際は、以下の（１）、（２）又は（３）に掲げる状態に該当するか否かにより判断します。以下に列挙したものは例示であることから、個別の事案に応じてこれによらない場合も適切に判断していく必要があります。

（ア） 立木が原因で、以下の状態

状態の例

- ・ 立木の腐朽、倒壊、枝折れ等が生じ、近隣の道路や家屋の敷地等に枝等が大量飛散
- ・ 立木の枝等が近隣の道路等への著しいはみ出し

（イ） 空家等に住みついた動物等が原因で、以下の状態

状態の例

- ・ 動物の鳴き声その他の音が頻繁に発生
 - ・ 動物のふん尿その他の汚物の放置により臭気が発生
 - ・ 敷地外に動物の毛又は羽毛が大量に飛散
 - ・ 多数のねずみ、はえ、蚊、のみ等が発生
 - ・ 住みついた動物が周辺の土地・家屋に侵入
 - ・ シロアリが大量に発生し、近隣の家屋に飛来
- *以上の状態により、地域住民の生活環境への悪影響

（ウ） 建築物等の不適切な管理等が原因で、以下の状態

状態の例

- ・ 門扉が施錠されていない、窓ガラスが割れている等不特定の者が容易に侵入できる状態で放置
- ・ 屋根の雪止めの破損など不適切な管理により、空き家からの落雪が発生し、歩行者等の通行の妨げ
- ・ 周辺の道路、家屋の敷地等に土砂等が大量に流出

第4章 具体的な施策と達成目標

1 具体的な施策と達成目標

(1) 空家等発生の抑制（空家化の予防）

平成28年度から令和2年度でAランク空家は、1.61倍に増加しました。

当市の人口推計から見込まれる人口減少状況から空家の増加傾向は今後も続くと考えられます。

第1期に引き続き、市民へ空家の実態を広く周知するとともに、新たに空き家予備軍への働きかけなどの空家増加の抑制施策を強化し、空家の増加率を現在の水準に抑えます。

(ア) 広報、チラシ等による啓発

空き家情報小冊子「あなたの空き家大丈夫ですか？」を継続作成し活用していきます。第2期空家等実態調査により判明した新たな空き家所有者等へ送付することで、適正管理を呼びかけていきます。

広報誌、CATVを活用した広報を実施します。

(イ) 相談窓口（都市計画課）における相談の実施

引き続き、所有者等が抱える空き家に係る相談に随時応じていきます。相談内容によっては、庁内連携により担当部署へつなぐ、情報提供を行うなど、問題解決に寄り添っていきます。

(ウ) 空き家相談会の開催

空家等対策協議会や空き家バンク等との連携による空き家相談会を開催し、空き家予備軍を含めた様々な空家問題の早期解決につなげます。

(工) 空き家予備軍への働きかけ

駒ヶ根市社会福祉協議会と連携し、一人暮らし高齢者の方々へ空き家相談会開催通知を送付します。

また、地域保健課で実施している保健師による健康教育や地域サロンで行う終活の出前講座の場を活用します。

さらに、司法書士による相続問題等の講座を開催し、空き家予備軍の抑制を図ります。

目標1【Aランク空家増加の抑制】

	平成28年度	現状値	目標値
		令和2年度	令和7年度
増加率	—	1.61倍	1.61倍

(2) 空家等の流通・活用促進

意向調査結果から、売却を希望する空家所有者が比較的多く、管理状態が良好な空家所有者ほど空き家バンクへの登録を考えていることが伺えます。

本計画では、空き家相談会の回数を増やすことにより、空き家バンク登録数の増加を図ることで、空家等の流通・活用の促進につなげるとともに、アフターコロナの「地方移住」への対応を図ります。

(ア) 「空き家バンク」・「信州駒ヶ根暮らし推進協議会」との連携

地域創生、ふるさと回帰の流れの中で、セカンドライフを豊かな自然の中で暮らしたいというシニア世代、安心安全な暮らしを求める子育て世代、自分の生きがいを求める若年世代と、都市部から地方への移住に対する需要が増加しています。

さらに新型コロナウイルス感染症の影響によりテレワークの導入が進み、働き盛り世代にも都市部から地方へ移住する動きが広がっていることもあり、さらなる需要の増加が考えられます。

(イ) 「空き家バンク」の積極的な情報発信

市のホームページを活用して、空き家バンクの情報発信を強化します。また、令和2年度の実態調査で判明した新たな空家所有者へ空き家バンクのパンフレットを送付します。

(ウ) 空き家相談会の開催による空き家バンク登録数の促進（再掲）

空家等対策協議会との連携による空き家相談会の開催回数を増やすことで、空き家バンクの登録数の増加につなげます。

(エ) 補助制度の活用による流通促進

空き家の有効活用を促進し、空き家バンクの物件登録促進を図るため、空き家バンク登録物件の片づけ事業補助制度を継続するとともに、新たに移住者が空き家バンク登録物件の購入をする際の補助を創設します。

また、改修費等の補助制度について検討します。

目標2【空き家相談会による空き家バンク申請数の増加】

	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
空き家相談会の開催	1回/年	2回以上/年
空き家バンク申請件数	5件/年	10件/年

(3) 管理不全な空家等状況の防止・解消

B（管理不全）ランク空家及びC（倒壊等の危険性が高い）ランク空家の改善・解消に向けた取り組みにより、第1期は60%の改善につなげることができました。

第2期では、所有者への啓発等の取り組みを強化し、70%の改善を目指します。

(ア) B（管理不全）・C（倒壊等の危険性が高い）ランク空家の解消

Bランクの空家については、所有者への啓発（空家情報小冊子等の送付）や現況の連絡による改善を依頼します。

Cランクの空家については、法に基づく改善指導を繰り返し実施します。また、特定空家等に指定された空家については、早期に具体的措置を進めてまいります。

目標3【管理不全空家の解消】

	平成28年調査	実績値	令和2年調査	目標値
	当初数	令和2年度	当初数	令和7年度
Bランク空家数	10件	4件 60%の改善	15件	70%の改善
Cランク空家数	5件	2件 60%の改善	3件	70%の改善

2 計画の進行管理

この計画に基づく各施策について、定期的に効果を検証し、適宜見直しを行います。
また、計画の最終年度には、市内の空家の状況を改めて調査し、その成果を検証します。

3 空家等実態調査結果に基づく具体的取組スケジュール

平成28年	第1期 計画期間	令和2年	第2期 計画期間					
			令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	
<ul style="list-style-type: none"> 計画策定等 関係団体連携 	<ul style="list-style-type: none"> ●空家等実態調査実施 ●成果の検証 	<ul style="list-style-type: none"> 計画策定等 関係団体連携 	<ul style="list-style-type: none"> ●空家等対策協議会 ●空き家バンク連携 					<ul style="list-style-type: none"> ●空家等実態調査実施 ●成果の検証
Aランク	→	Aランク	→					
適正管理の継続 流通・活用促進		適正管理の継続 流通・活用促進	<ul style="list-style-type: none"> 「空家バンク」「信州駒ヶ根暮らし駒ヶ根推進協議会」等との連携による利活用促進 「空家バンク」等の利活用促進に関する積極的な情報発信 専門家団体との連携による課題解決（相続等） 管理事業者等の紹介等による適正管理の促進 					
Bランク	→	Bランク	→					
改善・解消	対象空家等の改善・解消の検証	改善・解消	<ul style="list-style-type: none"> 所有者への啓発 環境改善指導（繰り返し実施） 					対象空家等の改善・解消の検証
Cランク	→	Cランク	→					
解消	対象空家等の解消の検証	解消	<ul style="list-style-type: none"> 特定空家等の指定 法に基づく改善指導 					対象空家等の解消の検証
					代執行等 具体的措置			

資料1 空家等実態調査

(1) 調査概要

<p>業務背景</p>	<p>平成24年度調査、平成28年調査空き家及び令和2年5月時点1年以上閉栓空き家等について、固定資産税情報と照らし合わせ、地域内の安全確保、防災上及び活用の観点から、調査した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査対象：現在居住及び活用していない建物 ・調査対象外：物置や農作業場等で活用されている建物 ・所有者が不明である建物についても含む。
<p>業務目的</p>	<p>空家等の発生予防・活用・適正管理等の総合的な空家等対策の検討資料とし、今後の空家等及び特定空家等の対策に活用するため空家等の現地調査及び所有者等への意向調査を実施し、本市の空家等の分布傾向や実態把握を行った。</p>
<p>準拠する法令</p>	<p>仕様書による他、次の関係法令、諸規則等を準拠</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年11月27日法律第127号） 2) 空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（平成27年2月26日付け総務省・国土交通省告示第1号） 3) 「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン) 4) 『地方公共団体における空家調査の手引き』（国土交通省住宅局） 5) 駒ヶ根市財務規則及び諸規則 6) 個人情報保護法 7) その他の関係法令及び通達等
<p>調査内容</p>	<p>【空家等現地調査】</p> <p>現地調査とは、空家等想定分布図をもとに空家等の場所を確認し、外観目視による現地調査を「地方公共団体における空家調査の手引き」、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に準拠し、現地調査票をもとに空家等の特定を行った。なお、現地調査票は資料編を参照。</p> <p>【空家等意向調査】</p> <p>空家等現地調査後、空家等の所有者等に対し、所有者としての意向を調査 (改善の意思を確認することを含む。)</p>
<p>調査対象範囲</p>	<p>市内全域 742 戸 空家等 328 戸</p>

資料2 空家等実態調査結果

1 現地調査結果

(1) 空家等の管理状況

令和2年度調査では、特定空家等の可能性がある建物（B、C）が18件で5.5%あり、内3件が倒壊等の危険性が高い建物である。

また、Aランクでも樹木等の繁殖があるものもある。

表1 空家等の管理状況

単位：件

ランク	判定内容	可能性	特定空家等			
			平成28年		令和2年	
			件数	比率	件数	比率
A	管理良好 一時的な草木の繁殖があるものも含む。 小規模の修繕により再利用が可能	可能性なし	192	92.8%	310	94.5%
B	管理不全 一定の管理はされているが、草木の繁殖等があるもの。 損傷が見られるが、当面の危険性はない	可能性あり	10	4.8%	15	4.6%
C	倒壊等の危険性が高い 管理されておらず、倒壊の危険性があるもの。 今すぐに倒壊や建築材の飛散等の危険性はないが、損傷が激しい	可能性あり	5	2.4%	3	0.9%
合計			207	100.0%	328	100.0%

図1 空家等の管理状況結果

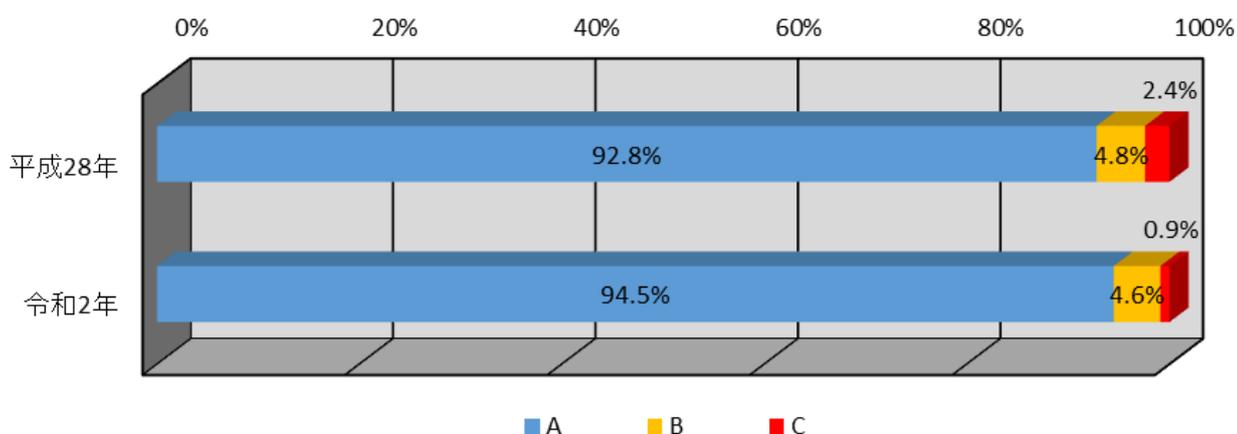
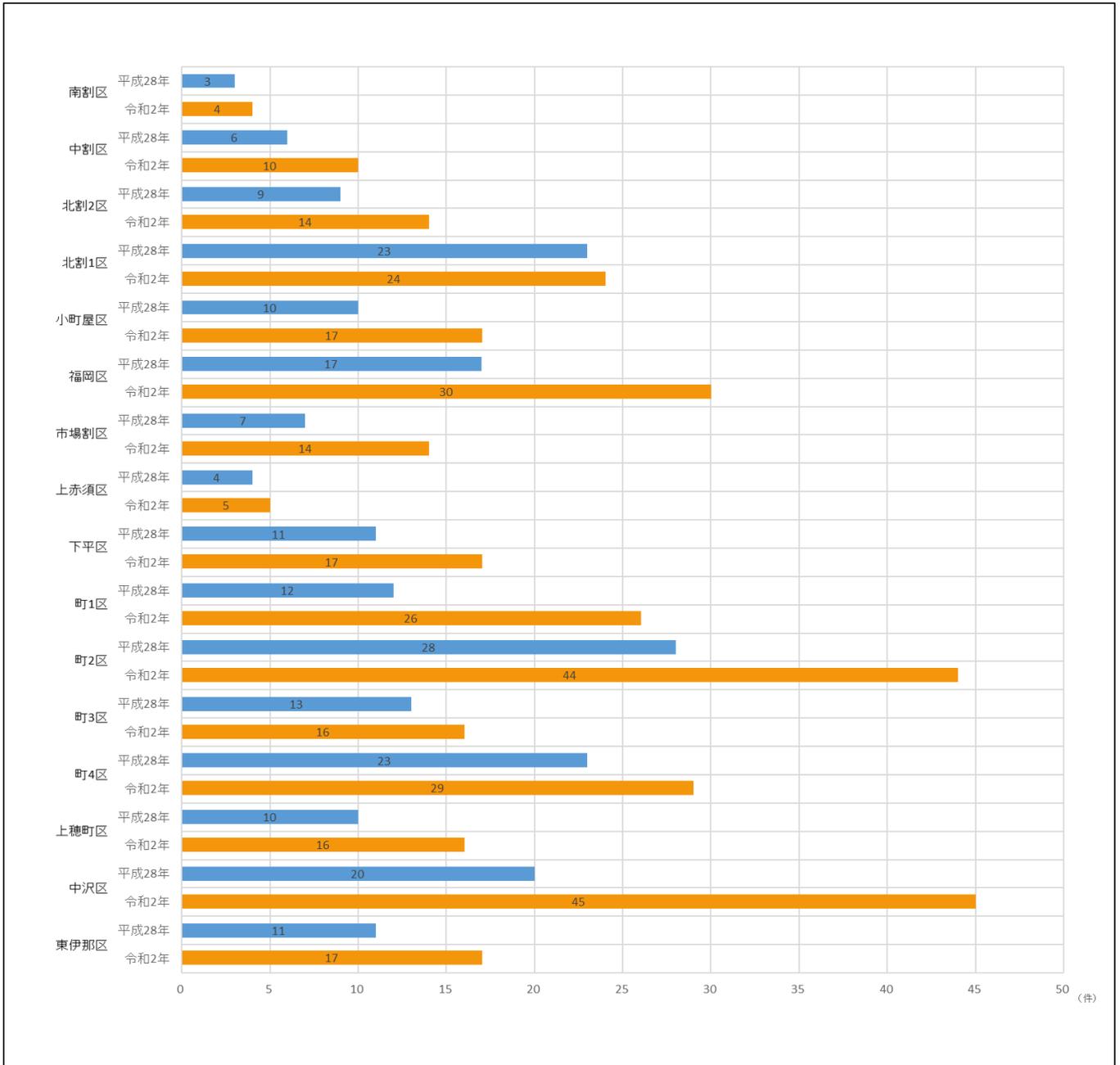


図2-1 行政区別 空家等の数



(2) 空家等となる原因

空家等になった原因としては居住者が死亡した後、これらを使う者がなく空家等となっている場合が多く、相続等をした人もお墓参りや里帰りに一次的に利用するため取り壊しや賃貸・売却用にしなためと推測されます。

また、居住者が長期入院や施設入所、長期出張などで長期不在、居住者の高齢化により、子などの親族宅へ転居、あるいは、他の場所に新築など移転後も建物の取り壊しや売却などを行わず、空家等となっている事例もあります。

表2 空家等に至った理由

単位：件

空家に至った理由	平成28年		令和2年	
	回答数	回答比率	回答数	回答比率
居住者が死亡したため	18	26.1%	43	30.9%
別の住居へ転居したため	14	20.3%	40	28.8%
居住者が施設・病院へ入所・入院したため	5	7.2%	16	11.5%
賃借人などの入居者が退去したため	10	14.5%	10	7.2%
居住用に取得したが入居していないため	1	1.4%	5	3.6%
売却用に取得したが、購入者が見つからないため	2	2.9%	2	1.4%
居住者が長期の出張や転勤をしたため	1	1.4%	1	0.7%
相続により取得したが入居していないため	5	7.2%	/	
税制上の理由で取壊しを控えているため	3	4.3%		
普段は利用していないため(別荘・セカンドハウスとして利用)	2	2.9%		
子などの住居へ転居したため	1	1.4%		
建替え・増改築・修繕のため一時的に退去しているため	0	0.0%		
その他	6	8.7%	17	12.2%
未回答	1	1.4%	5	3.6%
計	69	100.0%	139	100.0%

(3) 空家等の管理状況と所有者住所

空家等の所有者の住所は市内が58.8%、市外等が34.1%であるが、管理が適切でないB、Cランクでは、市内77.8%、市外等が5.6%と市内の比率が高い、また不明の比率は16.7%で、所有者が不明の建物は、建物危険度や樹木の繁殖が進む傾向にある。

表3 ランク別の所有者住所

単位：件

	区分・住所	市内	県内	県外	不明	弁護士物件	合計
平成28年	A	132	26	32	1	1	192
	B	4	4	2	0	0	10
	C	3	0	2	0	0	5
	平成28年 計	139	30	36	1	1	207
令和2年	A	179	55	56	20	0	310
	B	11	0	1	3	0	15
	C	3	0	0	0	0	3
	令和2年 計	193	55	57	23	0	328

図4-1 空家等の所有者住所（平成28年度）

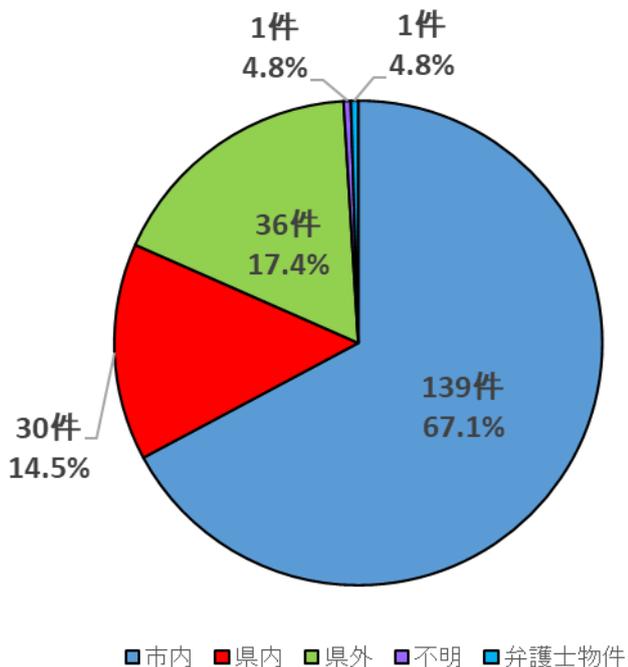


図4-2 空家等の所有者住所（令和2年度）

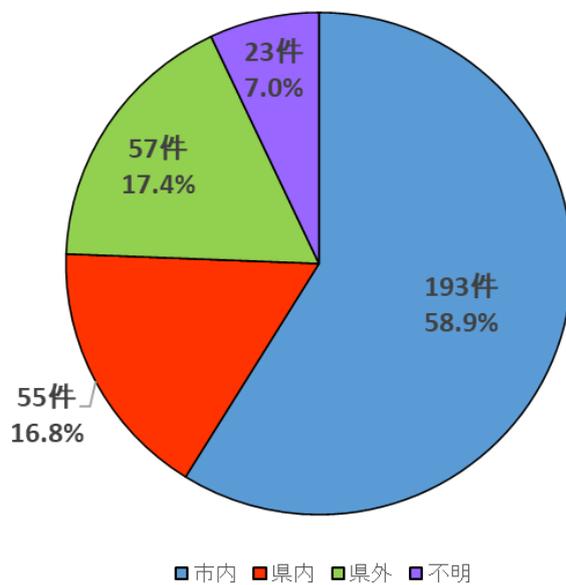
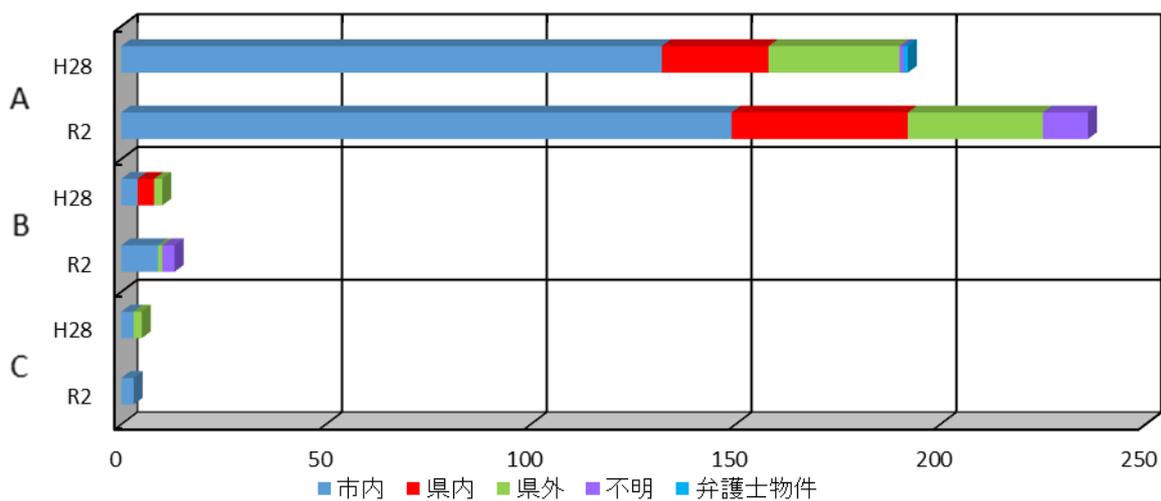


図5 ランク別所有者住所



2 意向調査結果

(1) 所有者等の年齢と世帯構成

回答があった方の年齢については、70歳代が27.3%と最も多かった。世帯構成については、2世代世帯（親と子の世帯）が31.2%と最も多かった。

表4-1 所有者等の年齢と世帯構成（平成28年度）

単位：人

年齢	世帯構成						計
	単身世帯	夫婦のみ世帯	2世代世帯 (親と子の世帯)	3世代世帯 (祖父母と親と子など)	その他	未回答	
20～29歳	0	0	0	0	0	0	0
30～39歳	0	0	0	0	0	0	0
40～49歳	1	0	2	0	0	0	3
50～59歳	1	1	11	3	0	0	16
60～64歳	4	4	4	1	0	0	13
65～69歳	2	5	4	1	0	0	12
70～74歳	4	4	2	2	0	1	13
75歳以上	5	7	7	1	1	2	23
未回答	0	0	0	0	0	9	9
計	17	21	30	8	1	12	89

表4-2 所有者等の年齢と世帯構成（令和2年度）

単位：人

年齢	世帯構成						計
	単身世帯	夫婦のみ世帯	2世代世帯 (親と子の世帯)	3世代世帯 (祖父母と親と子など)	その他	未回答	
20～29歳	0	0	0	0	0	0	0
30～39歳	0	0	4	1	3	0	8
40～49歳	1	1	3	2	2	0	9
50～59歳	1	1	11	2	2	0	17
60～69歳	6	12	13	4	1	0	36
70～79歳	4	18	9	7	5	0	43
80歳以上	15	7	9	0	4	0	35
未回答	0	0	0	0	7	2	9
計	27	39	49	16	24	2	157

(2) 住宅の使用状況と使用方法

使用状況と使用方法として回答が多かったのは「空家になっている」で44.5%、「倉庫、物置として利用している」が23.7%であり、「現在は使用していないが、将来は使用する予定でいる」の1.2%を含むと、回答があった建物の内、69.4%が現在は人の居住がない。

表5 住宅の使用状況と使用方法

単位：件

住宅の使用状況	平成28年		令和2年	
	回答数	回答比率	回答数	回答比率
空家になっている	/		77	44.5%
倉庫、物置として利用している※			15	33.3%
賃貸住宅として貸し出している	2	4.4%	9	5.2%
自宅として使用している	6	13.3%	8	4.6%
週末や休暇時に使用している	12	26.7%	8	4.6%
帰省時に使用している	/		8	4.6%
現在は使用していないが、将来は使用する予定でいる			2	1.2%
その他	9	20.0%	14	8.1%
未回答	1	2.2%	6	3.5%
計	45	100.0%	173	100.0%

※平成28年調査時の「住まいは他にあり、住宅以外の目的で使用している」を含む

(3) 住宅の利用頻度

住宅を利用頻度として多かったのは「使用していない」36.8%で、次いで「月に1回以上」14.8%であった。住宅の使用状況と使用方法と比較してみると、空家になってはいるが、何らかの使用をしている人が見受けられる。

表6 住宅の利用頻度

単位：件

住宅の利用頻度	平成28年		令和2年	
	回答数	回答比率	回答数	回答比率
使用していない	/		57	36.8%
月に1回以上			5	10.9%
1年に数回	9	19.6%	21	13.5%
常時使用している	18	39.1%	15	9.7%
2～3か月に1回	5	10.9%	9	5.8%
週に1回以上	2	4.3%	9	5.8%
数年に1回	2	4.3%	4	2.6%
その他	3	6.5%	6	3.9%
未回答	2	4.3%	11	7.1%
計	46	100.0%	155	100.0%

(4) 空家等の建築時期

空家等の建築時期を見ると、昭和56年の建築基準法改正前に建てられた建物が多く、72.7%を占めている。

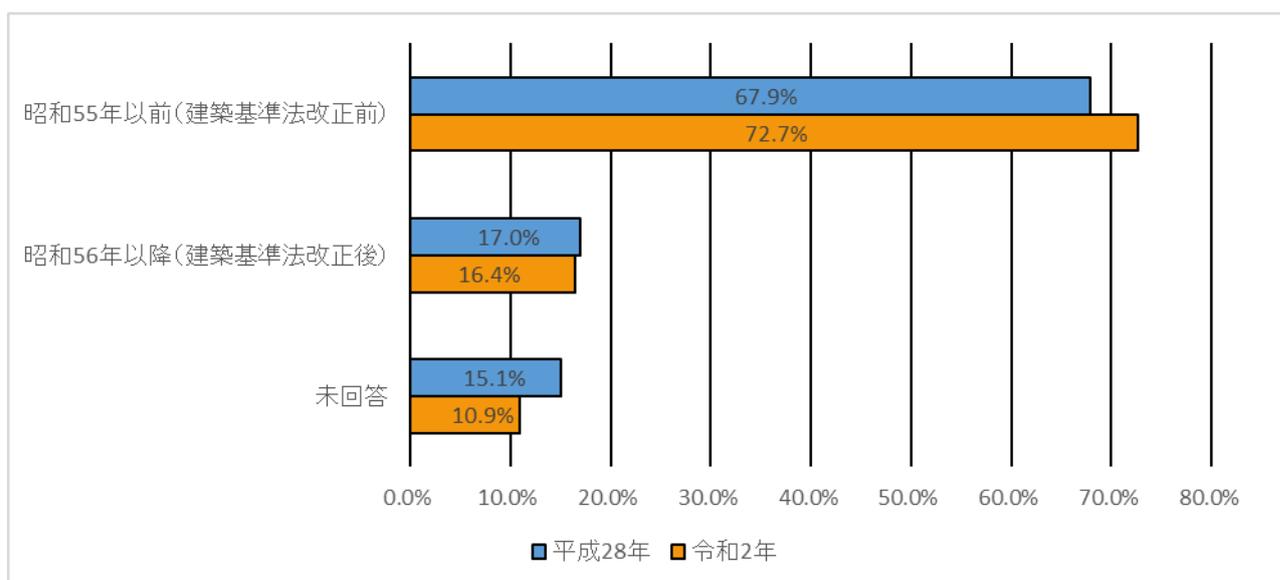
表7 空家等の建築時期

単位：件

空家等の建築時期	平成28年		令和2年	
	回答数	回答比率	回答数	回答比率
昭和24年以前 (1949年以前)	36	67.9%	15	11.7%
昭和25～42年 (1950～1967年)			28	21.9%
昭和43～昭和55年 (1968～1980年)			50	39.1%
昭和56年～平成11年 (1981年～1999年)	9	17.0%	20	15.6%
平成12年～(2000年)			1	0.8%
未回答	8	15.1%	14	10.9%
計	53	100.0%	128	100.0%

図6 空家等の建築時期

単位：件



(5) 空家等になった時期

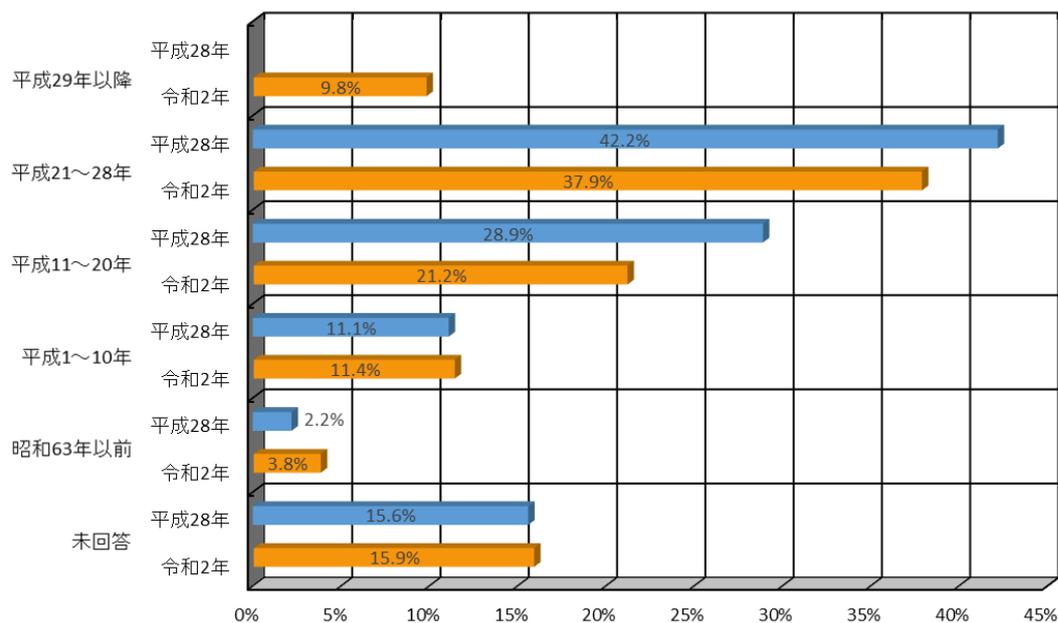
空家等になった時期を分析した結果、「平成21～28年」37.9%、「平成11年～20年」21.2%、「平成1年～10年」11.4%、「昭和63年以前」3.8%であった。前回の平成28年度調査以降、9.8%が空家等に新たになったと回答している。

表8 空家等になった時期

単位：件

空家になった時期	平成28年		令和2年	
	回答数	回答比率	回答数	回答比率
平成29年以降			13	9.8%
平成21～28年	19	42.2%	50	37.9%
平成11～20年	13	28.9%	28	21.2%
平成1～10年	5	11.1%	15	11.4%
昭和	1	2.2%	5	3.8%
未回答	7	15.6%	21	15.9%
計	45	100.0%	132	100.0%

図7 空家等になった時期



(1)、(2)、(4)、(5)より、建築基準法改正前の住宅に住んでいた高齢者の死亡や施設等への入所、離れた所に住んでいた家族との同居等の理由により、空家等になっていると推測できます。また高齢者の単身、夫婦世帯のみの世帯も多く、今後も空家等は増加していくと考えられます。

(6) 空家等の状態

空家等の状態を分析した結果、一番多かったのは「現在でも住める状態である」27.8%であったが、「建物内部に破損がある」18.7%、「屋根の瓦やトタン板等に剥がれがある」12.3%で回答が多かった。また住める状態にはあるが内部に破損がある等の回答も見受けられた。

表9 空家等の状態

単位：件

空家の状態	平成28年		令和2年	
	回答数	回答比率	回答数	回答比率
現在でも住める状態である	22	30.1%	52	27.8%
建物内部に破損がある	12	16.4%	35	18.7%
屋根の瓦やトタン板等に剥がれがある	7	9.6%	23	12.3%
外壁の一部に破損、崩れがある	10	13.7%	22	11.8%
物干し、バルコニーのいずれかに崩れがある	5	6.8%	14	7.5%
把握していない	6	8.2%	12	6.4%
建物が明らかに傾いている	1	1.4%	2	1.1%
塀が道路側に傾いている	1	1.4%		
その他	8	11.0%	14	7.5%
未回答	1	1.4%	13	7.0%
計	73	100.0%	187	100.0%

(7) 空家等で困っている事

空家等で困っている事を分析した結果、複数回答する人が多く、空家等に対して何らかの困っていることがある。その中でも多かったのは「建物の老朽化」で16.3%、「解体費用が高額で解体できない」10.7%、「固定資産税等の税負担」10.4%であった。

表10 空家等で困っている事（令和2年度）

単位：件

空家で困っている事	回答数	回答比率
建物の老朽化	64	16.3%
解体費用が高額で解体できない	42	10.7%
固定資産税等の税負担	41	10.4%
建物内の家財道具、仏壇、遺品等の整理	36	9.2%
日々の維持管理	34	8.7%
売却相手が見つからない	24	6.1%
維持管理に掛かる費用	24	6.1%
耐震性に不安がある	24	6.1%
相続に関する問題	22	5.6%
相談したいことがあるが、どこに相談すればいいかわからない	19	4.8%
改修費用が高額で改修できない	11	2.8%
賃貸相手が見つからない	11	2.8%
特になし	21	5.3%
その他	4	1.0%
未回答	16	4.1%
計	393	100.0%

(8) 空家等の維持管理

空家等の維持管理については、「行っている」が 83.6%で、「行っていない」が 8.2%で、平成28年度調査時よりも「行っている」と回答した人の割合が大幅に増加している。

表 1 1 空家等の維持管理

単位：件

空家の維持管理	平成28年		令和2年	
	回答数	回答比率	回答数	回答比率
行っている	25	51.0%	112	83.6%
行っていない	20	40.8%	11	8.2%
未回答	4	8.2%	11	8.2%
計	49	100.0%	134	100.0%

(9) 維持管理を行ってない理由

維持管理を行ってない理由を分析した結果、回答が最も多かったのは「特にない」32.1%であった。それ以外の理由としては「遠方に住んでおり、維持管理が出来ない」、「その他」が17.0%で、「身体（年齢）的に維持管理が出来ない」8.0%があった。

表 1 2 維持管理を行ってない理由

単位：件

維持管理を行ってない理由	平成28年		令和2年	
	回答数	回答比率	回答数	回答比率
遠方に住んでいるため維持管理が出来ない	7	25.0%	19	17.0%
身体(年齢)的に維持管理が出来ない	3	10.7%	9	8.0%
管理の委託料等の費用が高い	8	28.6%	7	6.3%
適切な管理の仕方がわからない	/		7	6.3%
管理を頼める人がいない			6	5.4%
特にない	/		36	32.1%
その他			7	25.0%
未回答	3	10.7%	9	8.0%
計	28	100.0%	112	100.0%

(10) 空家等の修繕予定

表13 空家等の修繕予定（令和2年度）

単位：件

空き家の維持管理	空家の修繕予定					計
	建替えを行う予定がある	改修を行う予定がある	建替えまたは改修を行う予定はない	建物の取り壊しを行う予定である	未回答	
行っている	1	7	77	18	3	106
行っていない	0	1	6	5	0	12
未回答	0	0	2	0	8	10
計	1	8	85	23	11	128

(11) 空家等の利活用に必要な制度

必要な制度を分析した結果、複数回答する人が多く、様々な支援を必要としている様子が見受けられる。内容としては「取り壊しに対する支援」が前回調査時に引き続き最も多く18.8%、「家財等の移転、処分に対する支援」11.7%、「空き家の有効活用事例・手法に関する情報提供や相談窓口」10.7%となっている。

表14 空家等の利活用に必要な制度

単位：件

必要な制度	平成28年		令和2年	
	回答数	回答比率	回答数	回答比率
取り壊しに対する支援	25	21.9%	58	18.8%
家財等の移転、処分に対する支援	17	14.9%	36	11.7%
空き家の有効活用事例・手法に関する情報提供や相談窓口	14	12.3%	33	10.7%
売却、賃貸に関する相談会	/		31	10.1%
公的な機関による借上げ・活用			20	17.5%
建物の維持管理の手法に関する情報提供や相談窓口	10	8.8%	24	7.8%
空き家バンクなどの空き家物件情報の提供制度	7	6.1%	16	5.2%
リフォームに対する支援	9	7.9%	16	5.2%
空家の清掃、管理サービス	/		15	4.9%
耐震、改修箇所の診断、評価制度			8	2.6%
建物の適正な維持管理に関する地域のルールや見守り制度	6	5.3%	/	
相続相談窓口	3	2.6%		
その他	2	1.8%	11	3.6%
未回答	1	0.9%	30	9.7%
計	114	100.0%	308	100.0%

(12) 空家等の利活用方法

空家等を利活用方法について分析した結果、「適正価格で売却したい」17.3%で最も多く、次いで「安くてもいいから売却したい」15.3%、「建物を解体して土地を活用したい」が14.8%となっており、建物売却をしたいと考える人が多い結果となった。

表15-1 空家等の利活用方法（平成28年度）

単位：件

空家の利活用方法	回答数	回答比率
自らの居住のために使用したい	0	0.0%
自らの所有物の保管場所として使用したい	2	5.9%
賃貸住宅として貸し出したい	4	11.8%
商店・事業所として貸し出したい	2	5.9%
ボランティアや地域活動の場所として貸し出したい	3	8.8%
建物・土地を売却したい	11	32.4%
建物を取り壊して公共用地(公園等)として行政に使用してもらいたい	6	17.6%
その他	5	14.7%
未回答	1	2.9%
計	34	100.0%

表15-2 空家等の利活用方法（令和2年度）

単位：件

空家の利活用方法	回答数	回答比率
適正価格で売却したい	34	17.3%
建物を解体して土地を活用したい	30	15.3%
安くてもいいから売却したい	29	14.8%
倉庫、物置として利用する	27	13.8%
適正価格で賃貸にしたい	16	8.2%
安くてもいいから賃貸にしたい	10	5.1%
行政等に寄付したい	8	4.1%
別荘(セカンドハウス)として利用する	8	4.1%
自分または家族が住む	5	2.6%
その他	12	6.1%
未回答	17	8.7%
計	196	100.0%

(13) 空き家バンクへの興味、登録

空き家バンクへの登録について、「登録したい」、「条件によっては登録したい」が7.3%と19.7%に対して「登録するつもりはない」が38.0%となっている。「すでに空き家バンクに登録している」は2.2%であった。

特定空家に関する判定別に「登録したい」、「条件によっては登録したい」と回答した人の割合を見ると、特定空家の可能性のない空家の所有者は、空き家バンクに登録したいと考えている比率が高い結果となっている。

表16-1 空き家バンクへの興味（平成28年）

単位：件

空き家バンクへの興味	回答数	回答比率
興味がある	23	46.9%
興味がない	7	14.3%
よくわからない	10	20.4%
未回答	9	18.4%
計	49	100.0%

表16-2 空き家バンクへの登録（令和2年度）

単位：件

空き家バンクへの登録	回答数	回答比率
登録したい	10	7.3%
条件によっては登録したい	27	19.7%
登録するつもりはない	52	38.0%
制度についてもっと詳しく知りたい	19	13.9%
すでに空き家バンクに登録している	3	2.2%
その他	12	8.8%
未回答	14	10.2%
計	137	100.0%

図8-1 空き家バンクへの興味（平成28年度）

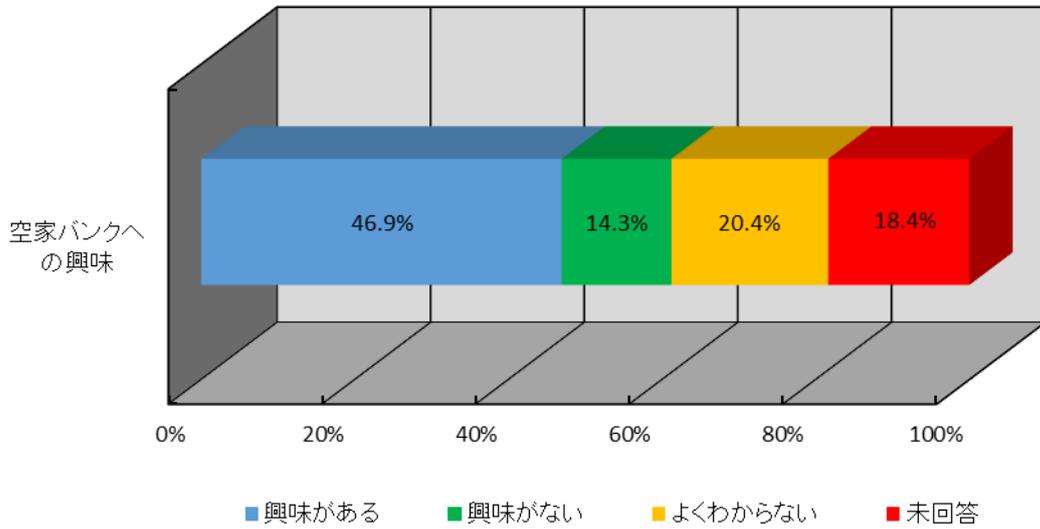


図8-2 空き家バンクへの登録（令和2年度）

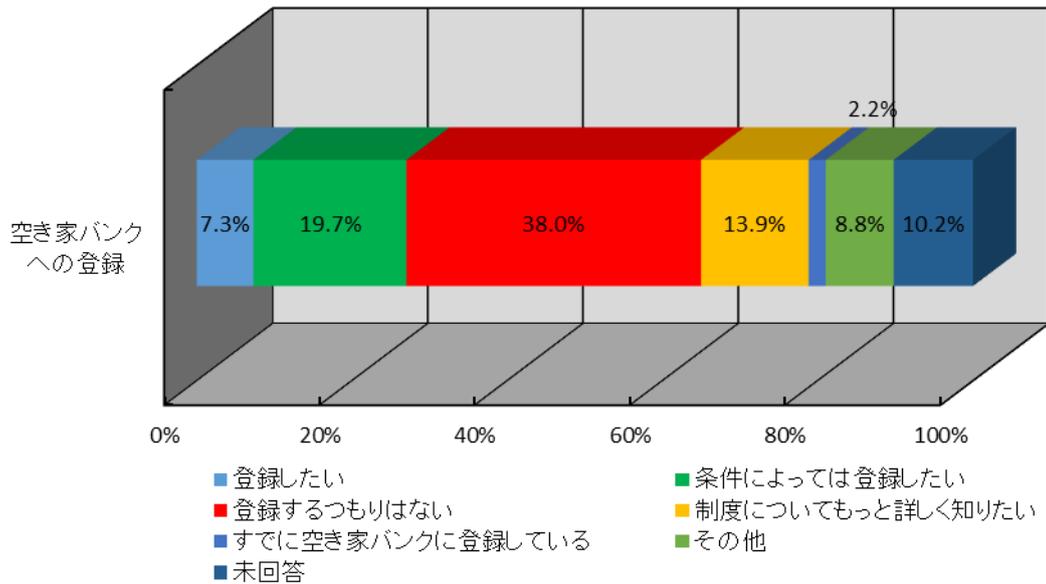


表17-1 特定空家に関する判定別空き家バンクへの登録（平成28年度） 単位：件

特定空家に関する判定	空家数	興味がある	回答比率
特定空家の可能性なしの空家	173	20	11.6%
特定空家の可能性ありの空家	15	3	20.0%
計	188	23	12.2%

表17-2 特定空家に関する判定別空き家バンクへの登録（令和2年度） 単位：件

特定空家に関する判定	空家数	登録したい 条件によっては 登録したい	回答比率
特定空家の可能性なしの空家	310	36	11.6%
特定空家の可能性ありの空家	18	1	5.6%
計	328	37	11.3%

(11)、(12)、(13)より、売却や取り壊しなどの方法による建物の再活用や処分をしたいと考えている所有者が多く管理状態の良い空家の所有者ほど空き家バンクへの登録を考えている。ただ、条件によっては登録したいと考えている人が多くいるため、制度についてもっと詳しく知りたいと回答した人を含め、積極的な情報発信を行っていくことで、利活用の促進が行えると思われる。

資料3 空家等実態調査 現地調査票(1)

空家等実態調査 現地調査票

調査日 : _____ 整理番号 : _____
 調査員氏名 : _____ 地区名 : _____

1. 基本項目			備考
①建物の種類	1. 一戸建て住宅	2. 店舗併用住宅	
	3. その他 ()		
②構造	1. 木造	2. 非木造	
	3. 不明 ()		
③階数	1. 1階	2. 2階	
	3. 3階以上 ()		

2. 空家判定			備考
①表札	1. 表札あり ()	2. 表札なし	
②郵便受け	1. ふさがっている	2. 郵便物が溜まっている	
	3. 郵便物が溜まっていない	4. 郵便受けがない・確認できない	
③電気メーター	1. 動いている	2. 動いていない	
	3. 取り外されている	4. 確認できない	
④ガスメーター	1. 動いている	2. 動いていない	
	3. 取り外されている	4. 確認できない	
⑤出入り口	1. 門扉に施錠がされている	2. 門扉に施錠がされていない・確認できない	
⑥窓・雨戸等	1. 閉めきられている(雨戸)	2. 一部閉めきられている(雨戸の一部、すべての窓)	
	3. 閉めきっていない(窓)	4. 確認できない	
⑦洗濯物	1. 洗濯物あり(空き家ではないので、調査終了)	2. 洗濯物なし	
	3. 確認できない		
⑧看板	1. 賃貸or売家などの看板がある	2. 看板がない	
空家判定 (①～⑧を踏まえた判断)	1. 空き家である (「3. 特定空き家に関する判定」に進む)	2. 空き家ではない (調査終了)	

3. 特定空き家に関する判定

ランク	判定内容	点数	特定空き家
A	小規模の修繕により再利用が可能(または修繕がほとんど必要ない)	0～15点	可能性なし
B	損傷は見られるが、当面の危険性はない(多少の改修工事により再利用が可能)	20～55点	可能性あり
C	今すぐに倒壊や建築材の飛散等の危険性はないが、損傷が激しい(老朽化が著しい)	60点以上	可能性あり

資料4 空家等実態調査 現地調査票(2)

空家等実態調査 現地調査票

項目	状態	点数	判定	備考
危険性	①建物の傾斜	傾斜は認められない	0	
		明らかに傾斜している	60	著しく劣化しているものとして扱う
	②外壁の状況	問題ない	0	多少の汚れがあっても可
		錆やひび割れが認められる	5	
		外壁に穴が開いている又は外壁の下地が露出しているなど著しく劣化している	20	下地の露出は、外壁1面のおよそ1/3以上を目安とする
	③屋根の状況	問題ない	0	
		錆やひび割れが認められる	5	
		屋根に穴が開いている、軒の一部が崩落しているなど著しい劣化が認められる	20	
	④擁壁・ブロック塀	擁壁・ブロック塀がない又は擁壁・塀があるが問題ない	0	
		ひび割れが認められる	5	
		危険性が生じるほど劣化している	20	対象家屋や周辺家屋に影響がある場合
	⑤危険物品等(燃料タンクなど)	設置されていない又は設置されているが問題ない	0	
設置されていて老朽化している		5		
衛生	⑥ゴミ、不法投棄	放置されていない	0	
		多少放置されている	5	
		大量に放置されている	10	
⑦異臭	異臭がしない	0		
	異臭がする	5		
景観	⑧窓ガラス	破損なし	0	
		破損あり	10	
	⑨雑草の繁茂	手入れあり	0	
手入れなし		5		
生活環境	⑩樹木	隣地道路に張り出していない	0	
		隣地道路に張り出している	5	
	⑪動物等の被害	確認できない又は動物等が棲みついでいない	0	
		動物等が棲みついでいる	5	
	⑫窓、門の施錠	確認できない又は施錠されている	0	
		施錠されていない	5	

建物が倒壊した場合Ⅰ	1. 隣接する道路に影響がない	2. 隣接する道路に影響がある
建物が倒壊した場合Ⅱ	1. 隣接する建物に影響がない	2. 隣接する建物に影響がある

特定空き家	可能性あり	可能性なし	合計	点	判定
-------	-------	-------	----	---	----

【特記事項】	接道	隣地
--------	----	----

資料5 空家等実態調査 意向調査票

空家等建物アンケート

あてはまる選択肢についている□にチェックをつけてください。
「その他()」にあてはまる時は、□にチェックをし()内に具体的に記入してください。

問1 本アンケートの回答者について選んでください。いずれか一つに回答してください。

- 所有者本人 所有者の家族(続柄：) その他()

問2 所有者の年齢を選んでください。いずれか一つに回答してください。

- 20～29歳 30～39歳 40～49歳 50～59歳
 60～69歳 70～79歳 80歳以上

問3 所有者の世帯の構成を選んでください(同居世帯を含む)。いずれか一つに回答してください。

1. 単身世帯
 2. 夫婦のみ世帯
 3. 2世代世帯(親と子の世帯)
 4. 3世代世帯(祖父母と親と子など)
 0. その他()

問4 調査対象建物位置図に書かれている住宅の使用状況を選んでください。いずれか一つに回答してください。

1. 自宅として使用している
 2. 週末や休暇時に使用している
 3. 帰省時に使用している
 4. 賃貸住宅として貸し出している
 5. 倉庫、物置として利用している
 6. 現在は使用していないが、将来は使用する予定でいる
 7. 空家になっている
 0. その他()

問5 住宅の使用頻度はどのくらいですか？ いずれか一つに回答してください。
問4で『倉庫、物置として利用している』と回答された方は荷物の出し入れを行う頻度を回答してください。

1. 常時使用している
 2. 週に1回以上
 3. 月に1回以上
 4. 2～3ヶ月に1回
 5. 1年に数回
 6. 数年に1回
 7. 使用していない
 0. その他()

※問4で『1,2,3,4』を選ばれた方は以上で終了となります、ありがとうございました。

問4で『5,6,7,0』と回答された方のみ以降の質問にご解答ください。

問6 住宅の建築時期（完成時期）はいつですか？いずれか一つに回答してください。

- 1. 昭和24年以前(1949年以前)
- 2. 昭和25～42年(1950～1967年)
- 3. 昭和43～昭和55年(1968～1980年)
- 4. 昭和56年～平成11年(1981年～1999)
- 5. 平成12年～(2000年)

問7 空き家になった時期はいつですか？
和暦に○をつけ、()内に年月をご記入ください。

(昭和 ・ 平成 ・ 令和) ()年頃

問8 空き家になった（なっている）きっかけは何ですか？
あてはまる項目すべてに回答してください。

- 1. 別の住居へ転居したため
- 2. 居住者が長期の出張や転勤をしたため
- 3. 賃借人などの入居者が退去したため
- 4. 居住者が施設・病院へ入所・入院したため
- 5. 居住者が死亡したため
- 6. 居住用に取得したが入居していないため
- 7. 売却用に取得したが、購入者が見つからないため
- 0. その他()

問9 空き家はどのような状態ですか？
あてはまる項目すべてに回答してください。

- 1. 現在でも住める状態である
- 2. 外壁の一部に破損、崩れがある
- 3. 屋根の瓦やタン板等に剥がれがある
- 4. 物干し、バルコニーのいずれかに崩れがある
- 5. 建物内部に破損がある
- 6. 建物が明らかに傾いている
- 7. 把握していない
- 0. その他()

問10 空き家を修繕する予定などはありますか？ いずれか一つに回答してください。

- 1. 建替えを行う予定がある
- 2. 改修を行う予定がある
- 3. 建替えまたは改修を行う予定はない
- 4. 建物の取り壊しを行う予定である

問11 空き家の維持管理の頻度はどのくらいですか？ いずれか一つに回答してください

- 1. 月に1回以上
 - 2. 2～3ヶ月に1回
 - 3. 半年に1回
 - 4. 年に1回
 - 5. 数年に1回
 - 6. 何かあった時
 - 7. 維持管理を行っていない
- } → 問11-1～問11-4に回答をお願いします。
- } → 問11-4に回答をお願いします。

問11-1 空き家の維持管理はどなたが行っていますか？
あてはまる項目すべてに回答してください。

- 1. 自分自身
- 2. 家族
- 3. 親族
- 4. 知人
- 5. 近隣住民
- 6. 不動産業者、管理会社
- 0. その他()

問11-2 どのような維持管理を行っていますか？
あてはまる項目すべてに回答してください。

- 1. 建物内の清掃
- 2. 空気の入替え
- 3. 水回りの点検
- 4. 電化製品等の点検
- 5. 郵便物の回収
- 6. 敷地内の草刈り、立木の枝払い
- 7. 枯草等の除去
- 8. 門扉や窓の施錠の確認
- 0. その他()

問11-3 維持管理で何か困っていることはありますか？
あてはまる項目すべてに回答してください。

- 1. 遠方に住んでいるため維持管理が大変
- 2. 身体(年齢)的に維持管理が大変
- 3. 管理の委託料等の費用が高い
- 4. 適切な管理の仕方がわからない
- 5. 特にない
- 0. その他()

問11-4 維持管理を行っていない理由は何ですか？
あてはまる項目すべてに回答してください。

- 1. 遠方に住んでいるため維持管理が出来ない
- 2. 身体(年齢)的に維持管理が出来ない
- 3. 管理を頼める人がいない
- 4. 管理の委託料等の費用が高い
- 5. 適切な管理の仕方がわからない
- 6. 特にない
- 0. その他()

問12 空き家をどのように活用したいですか？
 あてはまる項目すべてに回答してください。

- 1. 自分または家族が住む
- 2. 別荘(セカンドハウス)として利用する
- 3. 倉庫、物置として利用する
- 4. 行政等に寄付したい
- 5. 適正価格で売却したい
- 6. 安くてもいいから売却したい
- 7. 適正価格で賃貸にしたい
- 8. 安くてもいいから賃貸にしたい
- 9. 建物を解体して土地を活用したい
- 0. その他()

問12-1,問12-2に回答をお願いします。

問12-3に回答をお願いします。

問12-1 売却や賃貸をする際に何か心配なことはありますか？
 あてはまる項目すべてに回答してください。

- 1. 建物が傷んでいる
- 2. 設備や建具が古い
- 3. 中古戸建を買う人、借りる人が少ない
- 4. リフォーム等にかかる費用
- 5. 公共交通の便が悪い
- 6. 住宅の耐震性に不安がある
- 7. 接している道路が狭い
- 8. 諸々の手続きがわからない
- 9. どの不動産業者が良いかわからない
- 0. その他()

問12-2 売却や賃貸をする際に、建築士による建物検査(インスペクション)を受ける意思
 がありますか？どちらか一つに回答してください

- 1. ある
- 2. ない

※"インスペクション"とは住宅の設計・施行に詳しい建築士などの専門家が、住宅の劣化や不具合の状態について調査を行い、欠陥の有無や補修すべき箇所、その時期などを客観的に検査するものです。
 住宅の状態について正確な情報を理解し、意思決定や交渉ができるようにすることで安心して取引を行うことができ、引き渡し後のトラブルを軽減する効果が期待できます。

問12-3 解体後の土地をどのように活用したいですか？
 あてはまる項目すべてに回答してください。

- 1. 駐車場として利用する
- 2. 畑等として利用する
- 3. 建物敷地として利用する
- 4. 売却する
- 5. 賃貸にする
- 6. 未定
- 0. その他()

問12-4 空き家を活用するにあたって何か具体的な行動はしていますか？

例:不動産業者に仲介を依頼している。解体費用の見積りを依頼した。

問13 空き家に関して何か困っていることはありますか？
あてはまる項目すべてに回答してください。

- 1. 日々の維持管理
- 2. 建物の老朽化
- 3. 相続に関する問題
- 4. 建物内の家財道具、仏壇、遺品等の整理
- 5. 維持管理に掛かる費用
- 6. 耐震性に不安がある
- 7. 売却相手が見つからない
- 8. 賃貸相手が見つからない
- 9. 解体費用が高額で解体できない
- 10. 改修費用が高額で改修できない
- 11. 固定資産税等の税負担
- 12. 相談したいことがあるが、どこに相談すればいいかわからない
- 13. 特にない
- 0. その他()

問14 空き家に関して何か心配なことはありますか？
あてはまる項目すべてに回答してください。

- 1. 住宅の腐朽、破損の進行
- 2. 地震等の災害による倒壊
- 3. 地域の景観への悪影響
- 4. ゴミの不法投棄
- 5. 野生動物や害虫による近隣への影響
- 6. 不審者の侵入や放火
- 7. 樹木、雑草の繁茂
- 8. 心配事はない
- 0. その他()

問15 空き家を今後も適正に維持管理し、有効に活用していくためには、
どのような制度が必要だと考えますか？あてはまる項目すべてに回答してください。

- 1. 建物の維持管理の手法に関する情報提供や相談窓口
- 2. 空き家の有効活用事例・手法に関する情報提供や相談窓口
- 3. 売却、賃貸に関する相談会
- 4. 空家の清掃、管理サービス
- 5. 公的な機関による借上げ・活用
- 6. 取り壊しに対する支援
- 7. リフォームに対する支援
- 8. 家財等の移転、処分に対する支援
- 9. 空き家バンクなどの空き家物件情報の提供制度
- 10. 耐震、改修箇所の診断、評価制度
- 0. その他()

問16 現在、市で実施している「空き家バンク」について知っていますか？
いずれか二つに回答してください。

- 1. 内容を知っている
- 2. 名前を聞いたことがある程度
- 3. 知らない

※”空き家バンク”とは空き家の賃貸・売却を希望する人から申し込みを受けた情報を、空き家の利用を希望する人に紹介する制度です。空き家を有効活用し、定住促進による地域の活性化を図ることを目的としています。

問17 「空き家バンク」に登録したいと思いませんか？
いずれか一つに回答してください。

- 1. 登録したい
- 2. 条件によっては登録したい
- 3. 登録するつもりはない
- 4. 制度についてもっと詳しく知りたい
- 5. すでに空き家バンクに登録している
- 0. その他()

問18 空き家を利活用する上で、市に期待する支援、空き家対策についてご意見がありましたら、
ご自由にご記入ください。

例：建物自体が古い為、今後使用可能かどうかを知る為に、耐震診断等の支援等の情報提供を
してほしい。

問19 今後、駒ヶ根市がより良好な住環境を維持保全していくために実施する住宅施策等の案内、空
き家に関する情報提供などを必要に応じて市からご連絡を差し上げてもよろしいでしょうか？

- 1. 連絡しても良い
- 2. 連絡しないでほしい

「1.連絡してもよい」を選んだ方は下記に連絡先の記入をお願いします。

氏 名:

住 所:

電話番号:

アンケートは以上になります。ご協力ありがとうございました。